横須賀市立逸見保育園 移管法人の募集について

•	横須賀市	う立逸見保育園 移管法人募集要項 ・・・・・・・・・・	P 1
•	資料 1	横須賀市立逸見保育園の民間移管にあたっての諸条件 ・・・	P 6
•	資料2	逸見保育園施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
•	資料3	法人選考方法について ・・・・・・・・・・・・・・	P14
•	資料4	引継ぎ・共同保育について ・・・・・・・・・・・・・	P 24
•	資料 5	逸見保育園民間移管にかかる保育所運営に関する覚書(案)・	P 26
•	資料6	横須賀市公立保育園が目指す「子ども中心の保育」について	P 27
•	資料7	教育・保育に関する全体の計画 ・・・・・・・・・・	P 29
•	資料8	年間指導計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P30
•	資料9	横須賀市立逸見保育園における運営上の重要事項説明書 ・・	P36
•	資料 10	令和元年度逸見保育園年間行事 ・・・・・・・・・・	P 43
•	資料 11	令和元年度逸見保育園地域交流活動 ・・・・・・・・・	P 44
•	資料 12	令和元年度逸見保育園その他行事等 ・・・・・・・・・	P 45
•	資料 13	移管法人募集要項(案)に対する逸見保育園保護者の意見	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P46
•	資料 14	「逸見保育園民営化に関するアンケート」集計結果 ・・・・	P48
•	資料 15	要項案と保護者の希望アンケート結果 ・・・・・・・・・	P 52
•	資料 16	こひつじ保育室との連携に関する覚書 ・・・・・・・・・	P 55
	資料 17	定期建物賃貸借契約書(案) ・・・・・・・・・・・・	P 58

2019年 (令和元年) 7月

横須賀市こども育成部保育課

横須賀市立逸見保育園 移管法人募集要項

横須賀市立逸見保育園の移管先法人を次のとおり募集します。

1 移管予定保育所

施設名	利用定員	所在地
逸見保育園	90名	横須賀市西逸見町1丁目37番地

※施設の概要は、「資料2 逸見保育園施設概要」のとおり

2 移管予定年月日

令和3年4月1日

3 移管の方法

(1) 移管の方法

ア 建物 (敷地含む) : 有償での貸付とします。 イ 保育所備品 : 原則無償譲渡とします。

(2) 貸付について

ア 貸付は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの定期建物賃貸借契 約とします。

契約期間満了後の取り扱いについては、あらためて本市と協議することとします。

- イ 貸付料は、市の基準により計算された価格(参考価格:税抜月額 591,608円) とします。
 - ※1 最終的な貸付料は、市の基準により計算された価格に消費税相当額を 加算した額になります。
 - ※2 参考価格は現在の基準により計算した価格になります。実際の貸付料 については、契約時点の基準に基づき改めて計算します。
 - ※3 貸付料は、基準および公有財産台帳価格の更新(原則3年毎)にあわせて見直しを行います。
- ウ 賃貸借契約書は、移管法人決定後、以下の手順で締結します。
- (ア) 公有財産貸付申請書を市へ提出
- (イ) 契約保証金を市へ納付
- (ウ)「資料17 定期建物賃貸借契約書(案)」を締結
 - ※1 契約の際に設定する連帯保証人は、貸付料年額の3倍以上の金額を契約保証金として納付した場合は、省略可能とします。
 - ※2 連帯保証人を設定する場合は、2020 年4月に施行される改正民法に 規定された情報を連帯保証人に提供して下さい。

また、個人の連帯保証人がこの契約に対し行う補償の限度額は貸付料

年額の3倍とします。

- ※3 「資料 17 定期建物賃貸借契約書(案)」に記載された金額は、令和 元年度時点での金額であり、定期建物賃貸借契約書(案)を締結時に改 めて再計算します。
- ※4 これらの内容に基づき、契約書の文言を適宜訂正したうえで契約を締結します。
- エ 貸付にあたっては、主として以下の要件を付します。
- (ア) 契約保証金として、令和3年4月1日までに貸付料の3か月分以上を納入すること。
- (イ) 建物の修繕については、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以上のものについて市が行い、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含まない。)未満のものについては移管後の法人が行うものとする。ただし、月額372,794円(消費税及び地方消費税を含まない。)を甲が行う上限額とする。
- (ウ) 天災その他当事者の責によらない事由により、建物の全部または一部が 滅失または破損し、保育所の運営が不可能となった場合は、保育所の再開及 びその後の契約について、市と移管後の法人が協議をして決定する。

4 応募資格

応募者は次の条件のすべてに該当しなければなりません。

(1) 応募者に関する条件

- ア 神奈川県内において、定員60人以上の認可保育所を5年以上運営しており、 当該保育所を今後も継続して運営する法人
- イ 団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。
 - (ア)法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ)破産者で復権を得ない者
 - (ウ)国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ウ 団体が、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団*1及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等*2でないこと。
- エ 社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人以外の法人にあたっては、次の(ア)から(エ)の全てを満たす法人。
 - (ア)法人設立後、事業実績が3 年以上ある法人で、かつ、直近3年の会計 年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財 務内容について、3 年連続して損失を計上していないこと。
 - (イ)保育所を経営するために必要な経済的基礎があること(保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。)。
 - (ウ)当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が、 社会的信望を有すること。

- (エ)次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。
 - ① 実務を担当する幹部職員(施設長)が、保育所以外の児童福祉施設等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - ② 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員(施設長)を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - ③ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員(施設長)を含むこと。
 - *1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - **2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等*3に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。
 - **3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(2) 運営に関する条件

「資料1 横須賀市立逸見保育園の民間移管にあたっての諸条件」を遵守できること。

【確認事項】(※重要)

- O 横須賀市立逸見保育園は、「保育園条例」により設置が定められています。この ため保育所の民営化に当たっては、これに先立ち、市議会において逸見保育園 の廃止についての条例改正が必要です。
- このため、仮に条例改正の議決が得られない場合、保育所民営化に関する事務 を停止する場合があります。
- O また、運営事業者決定後は、運営開始までに私立保育所としての設置認可を受ける必要があります。
- 応募に当たっては、こうした市の制度についてご理解のうえ、ご応募ください。

5 移管までのスケジュール

令和元年

7月23日~9月24日 各日10時~16時 申込書類提出 受付

9月10日 参加希望事業者からの質問〆切

9月25日~10月15日 1次選考(事務局による書類審査、財務審査)

10月16日 1次選考 結果通知

10月21日 2次選考(委員による書類審査、応募法人による

プレゼンテーション、面接)

10月22日 2次選考 結果通知

11月12日 3次選考(実地調査)

11月19日(予定)法人決定11月20日(予定)結果通知12月1日(予定)覚書の締結

令和2年

4月1日~ 引継ぎ・共同保育開始

令和3年

3月末 引継ぎ・共同保育終了

4月1日~ 移管開始

6 選考方法

「資料3 法人選考方法について」のとおり

7 応募の手続及び申込書類

別冊「応募手続きと申込書類について」のとおり

8 合同保育と引継ぎ保育

「資料4 引継ぎ・共同保育について」の内容に基づき実施します。実施にあたっては、資料4に定める人員を確保していただきます。

9 三者協議会

保育内容の継続性及び新たな保育の導入等、移管に伴う諸事項の協議のために、保 護者代表・法人・本市からなる三者協議会を開催します。

10 覚書の締結

移管にあたり、横須賀市立逸見保育園の民間移管にあたっての諸条件を踏まえた、 「資料 5 横須賀市立逸見保育園 民間移管に関する覚書」を締結します。

1 1 問い合わせ先

横須賀市こども育成部保育課 深井・青木

(電話) 046-822-9002

(FAX) 046-825-9123

 $(\mathcal{S}-\mathcal{I}\mathcal{V})$ ncm-cfr @city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市立逸見保育園の民間移管にあたっての諸条件

移管先法人は、移管保育所の運営にあたっては、本市内の認可保育所に対して適用される基準(厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、本市が定める「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例」)その他の関係法令に加え、次の移管条件を遵守しなければならない。なお、この移管条件の遵守期間は、移管の前日に当該保育所で在籍していた児童が、移管後の保育所で引き続き保育を受けている間とする。ただし、条件の変更等について三者協議会等において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。その場合は本市に報告すること。

1 保育所運営について

(1) 開所日及び開所時間

ア 開所日

開園日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日とすること。

イ 開所時間

次の時間帯を含んだ開所時間を設定し、延長保育を実施すること。

(ア) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午前7時30分から午後4時

なお、上記の時間のうち、延長保育の保育時間は次の通りとする。

(ア) 月曜日から金曜日まで

保育標準時間 :午後6時から午後7時まで

保育短時間 :午前7時から午前8時まで 及び

午後4時から午後7時まで

(イ) 土曜日

保育短時間のみ:午前7時30分から午前8時まで

(2) 定員の設定

移管後の定員については、移管先法人からの提案によるものとする。ただし、 次の条件を満たすようにすること。

ア 移管時(令和3年4月)に在籍する園児の卒園は保障すること。

イ 移管後しばらくの間、定員の設定については、本市との協議に応じること。

【参考】過去3年間(年度末)及び直近の在籍園児数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
H29. 4. 1	4	11	14	16	11	18	74
Н30. 4. 1	2	11	14	16	17	10	70
R1. 4. 1	4	12	14	16	18	17	81
R1. 6. 1	4	12	14	16	18	17	81

(3) 事業内容

ア 保育内容

- (ア)「保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)」を基に、保育課程及び指導計画を作成するとともに、現在の逸見保育園の保育内容を引き継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら保育を実施すること。なお、現在逸見保育園で行われている保育内容については、次の資料を参照すること。
 - ① 資料 6 横須賀市公立保育園が目指す「子ども中心の保育」について
 - ② 資料 7 横須賀市立逸見保育園 教育・保育の内容に関する全体の計画
 - ③ 資料8 年間指導計画(年齢ごと)
 - ④ 資料 9 横須賀市立逸見保育園における運営上の重要事項説明書
- (イ) 障がい児保育を実施すること。特に、移管前に利用していた障がい児等 配慮を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対 応すること。
- (ウ) 年間行事については、原則とし現行の内容を引き継いで実施すること。
- (エ) 地域交流活動については、原則として現行の内容を引き継いで実施すること。なお、子どもの生活の連続性を踏まえ、地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。
- (オ) 現在逸見保育園で実施している年間行事及び地域交流活動については、 次の資料を参照すること。
 - ① 資料 9 横須賀市立逸見保育園における運営上の重要事項説明書
 - ② 資料 10 令和元年度 逸見保育園 年間行事
 - ③ 資料 11 令和元年度 逸見保育園 地域交流活動
 - ④ 資料 12 令和元年度 逸見保育園 その他行事等

- (カ) 年間行事及び地域交流活動について、地域の機関及び団体との窓口は園 長とすること。
- (キ) 支援を要する家庭、保護者への対応については、関係機関と連携して行うこと。
- (ク) 相談業務及び園庭開放については、現行の内容を引き継いで実施すること。
- (ケ) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置する等、苦情解決 の仕組みを整備すること。
- (コ) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、 実施にあたっては三者協議会等で協議するものとする。

イ 調理業務

- (ア) 保育所の全ての開所日について、児童全員に給食及びおやつを提供する こと。
- (イ) 調理は、保育所内で行うこと。
- (ウ) アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、移管前に実施していた除去食・代替食対応については、当該児童が在籍している間は継続すること。なお、移管前に在籍していた児童が保育を修了した後も、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応に努めること。
- (エ)前3項が遵守できる場合は、調理業務委託を行うことも可能とする。

ウ 保護者からの要望について

次の資料について、移管後の保育園の運営について提案する際の参考とされたい。

- ① 資料 13 移管法人募集要項(案)に対する逸見保育園保護者の意見について
- ② 資料 14「逸見保育園民営化に関するアンケート」集計結果
- ③ 資料 15 要項案と保護者の希望 アンケート結果
- ※上記は、逸見保育園保護者が結成した平成30年度プロジェクトチーム及び 令和元年度逸見保育園保護者代表が作成した資料です。

サービスの向上

- (1) 多様な保育ニーズに対応するため、以下を一例としたサービスの向上を検討し、 提案すること。
 - ア 開所時間の延長
 - イ 寝具の提供
- (2) 上記について、追加で実施するサービスに保護者負担が発生する場合は、応募時にその追加負担額(見込み金額で可)を応募書類に記載すること。
- (3) 資料 14 「逸見保育園民営化に関するアンケート」集計結果には、平成 30 年度 における新たなサービスや要望について保護者アンケートの結果が掲載されて いるので、参考とすること。
- (4)資料 15 「要項案と保護者の希望アンケート結果」には、令和元年度における 保護者からの新たなサービスや要望について意見が掲載されているので、参考と すること。

2 職員の配置について

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり施設 長及び保育経験のある保育士の配置等を条件とする。

(1) 施設長

施設長は、専任とし他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者であって、保育事業の適性かつ円滑な推進を図るため、次のいずれかの要件を具備している専任の者とすること。

ア 児童福祉事業に5年以上従事した者

イ 保育士の資格を有し、5年以上実務経験がある者

(2) 主任保育士

主任保育士は、保育士として高度の知識、経験を有するとともに、施設長を補佐する。また、施設長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

(3) 保育士

保育士とは、常勤保育士、短時間勤務保育士をいう。常勤保育士とは、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第16条による登録を受けた者で、短時間勤務保育士でない者をいう。

短時間勤務保育士とは厚生省児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号)に定める者をいう。

(4) 短時間勤務保育士

保育士は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤職員をもって確保する

ことを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件をすべて満たす場合には、上記定数のうち年齢が基準となる保育士の定数の一部に下記条件の範囲内で短時間勤務保育士(月20日未満又は1日6時間未満勤務の保育士。以下同じ。)を充てても差し支えない。

- ① 常勤保育士の総数が、年齢を基準とする保育士の定数の8割以上であること。
- ② 常勤保育士が各クラスに1人以上配置されていること。
- ③ 常勤保育士に代えて短時間勤務保育士を当てる場合の勤務時間数が、常 勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(5) 調理員

- ア 調理員は、2人以上配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。
- イ 調理員は、定員の規準にのっとった人数は有資格者(調理師又は栄養士) を配置すること。また、基準を超えて人数配置をする場合は、その者も有 資格者であることが望ましい。
- ウ 調理員のうち 1 人は、特定かつ多数の者に対して継続して食事を提供する 学校、病院、福祉施設、事業所等において、調理の実務経験を 1 年以上有 する者であることが望ましい。

(6) 市の非常勤職員等の継続雇用

移管前に逸見保育園に勤務する市の非常勤職員及び臨時職員から希望があった場合、移管後の継続雇用について前向きに検討すること。

(7) 研修・教育環境の整備

移管後の逸見保育園で勤務する職員に対して、適切な研修・教育環境を整備 すること。

3 保護者からの費用徴収について

保護者から徴収できる費用は次のとおりとすること。ただし、横須賀市立保育所 全体における変更がある場合はそれに準じること。

ア 移管前に徴収していた給食費、行事、教材等にかかる実費相当額。

<参考>令和元年 10 月の当市の給食費は以下の予定

¥6,000 円 (内訳) 主食¥1,500 円、副食¥4,500 円

- イ 延長保育の実施に伴う利用料金(他の公立保育園の基準と同じ金額にする こと)
- ウ 新たな保育サービスに伴う実費相当額。ただし、三者協議会等で保護者の 理解を得ること。

4 家庭的保育事業との連携

- (1) 移管前に連携を実施している家庭的保育「こひつじ保育室」と移管後も連携を行うこと。
- (2) 連携内容は、現在市とこひつじ保育室の間で締結している「資料 15 こひつじ 保育室との連携に関する覚書」を基準として、こひつじ保育室と協議して決定 すること。
- (3) 連携に関わる経費として、こひつじ保育室が負担する経費については、市の算出金額に準じて、こひつじ保育室と協議して決定すること。

5 自然災害への備え

以下に記載する逸見保育園の地理的状況を把握して、自然災害等に対する十分な 防災対策を整えておくこと。

- ア 神奈川県が作成した津波浸水想定図によると、想定される津波のうち、最大クラスの津波が発生した際の逸見保育園における浸水深は2メートル以上3メートル未満となっている。
- イ 土地の一部が急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域に指定されている。

6 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、移管先法人の代表者及び職員を出席させること。

(2) 三者協議会への参画

令和2年4月以降、保護者代表、移管先法人、本市で構成する保育所の三者協議会に参画すること(移管前の1年間は5回程度、移管後の1年間は3回程度の開催)。なお、移管前は本市が、移管後は移管先法人が主催して運営すること。

(3) 移管先法人が運営する保育所の見学

移管先法人として決定後、保護者からの希望があれば応じること。

(4) 合同保育と引継ぎ保育

「資料4 引継ぎ・共同保育について」を参照。

(5) 引継ぎ・共同保育に参加した職員の移管後の勤務について

移管前の引継ぎ及び共同保育に参加した職員は、移管後も継続して当該保育 所に勤務し職務に従事すること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合 は、事前に三者協議会に報告するなど保護者の理解を得ること。

(6) こひつじ保育室との協議の実施について

移管先法人、こひつじ保育室代表者、本市が参加する協議の実施に協力する こと。

(7) 制度変更時の保護者周知について

「保育所等の無償化措置」等制度変更があった場合は、すみやかに保護者への周知に努めること。

(8) その他、民間移管に向けて、移管先法人が行う手続き等

民間移管にあたっては、移管先法人において事業認可等必要な手続きを行い、 所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、移管先法人が負担 すること。

7 民間移管後の取組みへの協力等

移管先法人は、移管後の運営状況等について、本市の求めがあれば報告すること また、次の取組みを行うこと。

- ア 本市保育士等による訪問への協力
- イ 三者協議会の開催
- ウ 保護者アンケートの実施への協力
- エ 福祉サービス第三者評価の受審及び結果公表
- オ 本市が行う移管後の検証への協力

逸見保育園 施設概要

1 所在地 横須賀市西逸見町1-37

2 開設年度 昭和26年度

3 利用定員 90名

4 敷地面積 948.89 m² (実測地積)

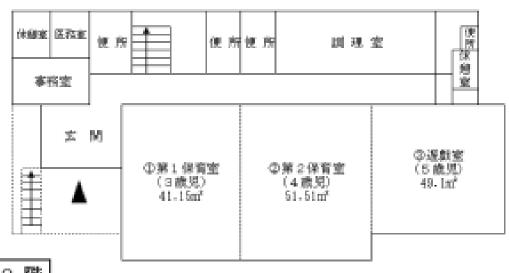
5 建物延床面積 499.50 m²

6 建物取得年月日 昭和50年3月

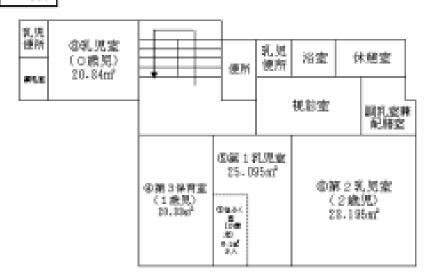
7 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

8 平面図

1 階



2 階



法人選考方法について

1 法人選考に関するスケジュール

日時	内容
7月23日~9月24日 各日10時~16時	申込書類提出 受付
9月25日~10月15日	1次選考(事務局による書類・財務審査)
10月16日	1次選考 結果通知
10月21日	2次選考(委員による書類審査、応募法人に よるプレゼンテーション、面接)
10月22日の翌日	2次選考 結果通知
11月12日(11月11日が予備日)	3次選考 実地調査
11月19日 (予定)	法人決定
11月20日 (予定)	結果通知

2 1次選考(事務局による書類審査及び財務審査)

事務局において書類・財務審査を行います。次のケースに該当する場合は、選考対象 外とします。

【選考対象外とするケース】

- 応募資格を満たしていない場合
- 提出書類が不足している場合
- 提出書類の記載が不十分な場合
- 税理士による財務審査において、財務状況が著しく不良である場合。

3 2次選考(委員による書類審査、プレゼンテーション、面接)

(1) 委員による書類審査

公立保育園移管法人選考委員会委員が提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。選考基準は17ページ~19ページをご覧ください。

応募法人によるプレゼンテーション

応募法人から、今回の応募に対する意気込み、保育理念、運営している保育所等の 特徴、提出書類に記載しきれなかった部分について、プレゼンテーションをしていた だきます。

【プレゼンテーションについて】

- 1 法人あたり 15 分以内とします。
- 提出資料の内容に基づき、実施してください。資料の追加配布は不可とします。
- ・ パソコン、プロジェクター及びパワーポイントの使用を可とします。使用する場合は、申込書類提出時に事務局までお申し出ください。詳細は、追って連絡します。
- (2) 委員による面接(法人代表者又は事業責任者、施設長予定者、主任保育士予定者) プレゼンテーション終了後、全委員による面接を実施します。法人代表者又は事業 責任者、施設長予定者、主任保育士予定者は必ずご出席ください。選考基準は 20 ペ ージをご覧ください。

【配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
書類審査	21	保育理念
プレゼンテーション	6	移管後の取り組み方針
	4	運営主体の状況
	15	実地調査希望保育所の状況
	9	移管後の職員
	5	法人の理事長等
小計	60	
面接	40	良好な保育所運営のために
		施設長の役割
		組織マネージメント
		配慮を要する児童への対応
		保護者支援
		人材育成
		保護者の意向を踏まえた提案
		苦情対応体制・個人情報取り扱い
合計	100	

(3) 2次選考の通過条件

- ①参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。
- ②参加委員の評価の中に D 評価がないこと。(評価は A・B・C・D の 4 段階)
- ③上記①②の結果、法人が5社以上残った場合は、2次選考の参加委員の評価点の合計点上位4社を2次選考通過とする。

4 3次選考(実地調査、面接)

(1) 3次選考の実施方法

3次選考は、2次選考通過法人が運営する保育所において実地調査を行います。 実地調査については以下についてのご協力をお願いします。

- ①実地調査時には、22ページ・23ページにある必要書類をご準備いただきます。
- ②実地調査中は、随時質問ができるよう当該保育所に精通する職員の配置をお願いします。
- ③実地調査は約1時間30分以内を予定しています。
- ④実地調査は令和元年 11 月 12 日午前 (もしくは、11 月 11 日午前) に実施します。
- ⑤詳細は、2次選考を通過した後、通知でお知らせします。

【配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目				
実地調査	26	I 利用者(子ども本人)の尊重				
	58	Ⅱ 保育の実施内容				
	6	Ⅲ 地域支援機能				
	4	IV 開かたれた運営				
	6	V 人材育成・援助技術の向上				
	4	VI 経営理念				
	6	VII その他評価のポイント				
合計	110					

(2)3次選考の通過条件

①参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。

5 法人決定

3次選考の通過法人が2つ以上の場合は、2次選考及び3次選考の合計点が最も高い法人に決定する。

なお、前記合計点が同じであった場合は、くじびきにより法人を決定する。

横須賀市立保育園 民間移管にかかる移管法人選考基準【2次選考/書類審査・プレゼンテーション】

項目	基準		ホ° イント			備考				
基保	移管		16~21			保育の理念・目標・基本方針・保育の姿				
基本方針		Experience of the control of the con		合計ポイント	評価	〈評価の視点〉				
針念	移管	予定保育所の現況と、合致している	7 ~ 15	16~21	Α	・ 保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体とした ものになっているか。				
· 保目 育標	4夕竺 3	予定保育所の現況と、概ね合致している	4~6	7 ~ 15	В	・ 移管予定保育所を無理な〈引き継ぐことができるか。				
の・	1夕日	アと休月別の現状と、概ね百玖している	4~0	4~6	С	・様々な体験を重視した保育活動を実施しているか。				
姿	移管	予定保育所の現況と、乖離している	0~3	3 以下	D	・ 生活や遊びの空間など、子どもが快適に過ごせる環境を確保				
						出来ているか。				
报		\$ - 0 + 1 1	0 4	合計ポイント	評価	・ 障がい児、アレルギー児など配慮が必要な児童に対する的確 な考え方があり、適切な対応が取れる体制があるか。				
移管後の取組方針	#-E	ごスの向上について	0~4	5~6	A	・ 異年齢交流が保育に取り入れられているか。				
後の				3~4	В	・ 給食に対する考え方、食育についての取組状況は適切か。				
取組				1~2	С	・ 地域における保育所の役割をどのように考えているか。				
方針	保護者	者からの要望に関する対応について	0~2	0	D	・理念を実現し、職員一人ひとりが保育の専門性を高めるため				
亚						の具体的取り組みをしているか、またそれに対し、施設長が どのような役割を果たしているか。				
		良好(要改善事項無し。ただし軽微な指補事項を除く)	2			・ 健康管理・衛生管理・安全管理のマニュアルなどが適切に保				
		要改善事項はあったが、現在では改善されている		合計ポイント	評価	育に取り入れられているか。				
	法人	監査を過去3年以内に受けていない(ただし、法人の責によらないもの)	1	3~4	A	・ 保護者への情報提供、保護者との連携、保護者の保育参加等 が適切に行われるか。				
	人監査			2	В	が適 利に11424でのか。				
運	_ _	重大な要改善事項が過去3年以内にある	0	1	С	【上記の視点を確認する書類等】				
皇		監査を過去3年以内に受けていない		0	D	・ 運営状況書「実地調査希望保育所の保育の状況」				
運営主体の状況		良好(要改善事項無し。ただし軽微な指摘事項を除く)	2			・ 事業計画書 1「移管希望保育所の運営の考え方」				
│ 状 │ 況	梅	要改善事項はあったが、現在では改善されている	1			・保育課程、指導計画、入園のしおりまたは重要事項説明書、 添付写真、マニュアル等				
1	施設	監査を過去3年以内に受けていない(ただし、法人の責によらないもの)								
	監査	同内容の要改善事項が継続的にあり、現在も改善されていない								
		重大な要改善事項が過去3年以内にある	0							
		監査を過去3年以内に受けていない								

項目	基準			ポイント			備考
			実施(継続して利用児童あり)	3			
			実施(現在利用児童あり	2	合計ポイント	評価	
		障がい児保育	または、過去3年間すべてに継続して利用児童あり)		11~15	Α	
			実施(過去3年間に利用児童あり)	1	7~10	В	
	保奈		その他	0	4~6	С	
	保育 水 準		産休明け保育あり	2	3 以下	D	
	準	乳児の保育	0歳児保育あり	1			
-			未実施	0			
地		 子育て	実施	1			
実地調査希望保育所の状況		支援事業	未実施	0			
希望	10	リスクマネジ	あり	1			
葆	保育	メントの整備	なし	0			
育品	の 質	苦情解決規程	あり	1			
の	の	の整備	なし	0			
状	向上	福祉サービス	受審(5年以内)	1			
況		第三者評価	なし	0			
	7.	四本しの	国の保育士配置基準を超える	2			
	な規	保育士の	国の保育士配置基準と同じ	1			
	な非常動	人数	国の保育士配置基準を下回る	0			
		#1.75 = 10	良好(40%以上)	2			
	な非常勤含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	勤務年数	ほぼ良好(33%以上)	1			
	合む)の状況(常勤換算可能	5年以上の者	良好でない(33%未満)	0			
	の質	#1 75 5 10	良好(15%以上)	2			
	紫奇	勤務年数	ほぼ良好(10%以上)	1			
	ル能	10 年以上者	良好でない(10%未満)	0			

項目	基準			ポイント			備考
			法人園での勤務経験が5年以上	2			
			法人園での勤務経験が1年以上5年未満	1	合計ポイント	評価	移管後の職員
			法人園での勤務経験が1年未満	0	7 ~ 9	Α	・履歴書は令和2年3月31日現在で記入
		施設長	認可保育所等での保育士経験 12 年以上	1	4~6	В	
			認可保育所等での保育士経験 12 年未満	0	2~3	С	
			認可保育所等での施設長経験3年以上	1	1 以下	D	
移			認可保育所等での施設長経験3年未満	0			
移管後の職員			法人園での勤務経験が5年以上	2			
1g の			法人園での勤務経験が1年以上5年未満	1			
職		主任	法人園での勤務経験が1年未満	0			
貝			認可保育所等での保育士経験 10 年以上	1			
			認可保育所等での保育士経験 10 年未満	0			
			法人園での勤務経験がある職員がいる	1			
			法人園での勤務経験がある職員がいない	0			
		職員	現職員(非常勤・アルバイト)の継続雇用の意向有り	1			
			現職員(非常勤・アルバイト)の継続雇用の意向無し	0			
		Т	未定				
		社会福祉事業について学識経験を	4分の1以上	1	合計ポイント	評価	法人の理事長等
	取理	有する者	4 分の 1 未満	0	4~5	Α	(1)社会福祉事業について学識経験を有する者の要件
	取 理 後	地域の福祉関係者・	あり	1	2~3	B C	① 社会福祉関係の行政に従事した者 ② 社会福祉施設の施設長。または5年以上の従事経験があ
					0	D	る者
法			なし	0			③ 社会福祉施設の運営に責任者として 5 年以上従事経験
	_						がある者
代	事業代	社会福祉事業につ	あり	2			④ 公認会計士、税理士及び弁護士で社会福祉事業の経営を
法人の代表者等	責 表	いて学識経験を有					行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
等	任者者	する者	なし	0			
							(2) 地域の福祉関係者の要件
	Б 左	財務諸表を監査し	適格者が含まれている	1			① 自治会、町内会、婦人会及び商店会の役員でその者の参画により円滑な施設運営や保育福祉事業の遂行が期待
	監 査 役	うる者、社会福祉					できる者
	養 ^事	事業について学識 経験を有する者	 適格者が含まれてない	0			② 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
		柱駅で有りる有					③ 民生委員·児重委員
			合計	60			

- ※1 それぞれの評価の中で、1項目でもDがある法人については、最終的な評価を選考対象外とする。
- ※2 すべての応募法人が※1に該当する場合、選考を停止するものとする。

逸見保育園 民間移管にかかる移管法人選考基準【面接】

対象者 基準	及同项目に2000年1月10日 日本	ポイント	備考
良好な保育所運営	 ・ 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか ・ 法人の代表者等が移管に向けた熱意や社会福祉に関する見識を有しているか、また保育所運営に対する熱意を有しているか ・ 保育所保育の基本を理解しているか ・ 法人組織として保育所をしっかりと見守り、サポートするためどのように取組んでいるか 	0~10	
法人代表者(早組織マネージメント組織である。	・ 法人の理念を職員に浸透させ、どのように保育に反映しているか・ 職員の自己研鑽に対する援助や助言を行っているか・ 保護者、子どもが置かれている現状認識等、職員間で保育所課題について共通理解を深め、改善に努めているか・ 経験年数に応じた役割を担わせているか	0~7	
(又は事業責任者)、配慮を要する	 障がい児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行つているか アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか 配慮を要する子どもへの対応について、職員間で共通認識ができているか 	0~5	
施設予定長、	・ 子どもや保護者の視点に適切な支援が期待できるか・ 関係機関との連携が図れているか	0~5	
大材育成 保護者 保護者	・ 職員の資質向上について、具体的な考えがあるか	0~5	
エ予定者 踏まえた提案	・ 保護者の意向を理解し今後の保育所運営にどのように反映させよう と考えているか	0~5	
人情報取り扱い苦情対応体制個	要望や苦情に対して真摯に向き合う姿勢があるか守秘義務や個人情報取扱いの重要性を認識できているか	0~3	
	合計	40	

令和元年度 横須賀市立逸見保育園 民間移管にかかる実地調査評価基準

【評価方法】

実地調査に赴く選定委員会委員が以下の評価領域 I ~ VIIの各設問に、A・B・Cの3段階で評価実施。

- ①配点はA=2点、B=1点、C=0点
- ②評価領域 I=13 問、評価領域 I=29 問、評価領域 I=3 問、評価領域 I=2 問、評価領域 I=3 問、評価額域 I=3 問、評価額域 I=3 問、評価額域 I=3 問、評価額域 I=3 問、記述 I=3 問、I=3 可以 I=3 可以
- ③評価領域™については、その他に評価すべきものを最高3個記載し、AかBで評価。

上記から、選定委員会委員1名の評価は最大110点となります。

※評価領域ごとの判断基準につきましては、別冊「応募手続きと申込書類について」の 52 ページから 71 ページをご覧ください。

評価領域 I 子ども本人の尊重

評価分類

- I-1 保育方針の共通理解と全体の計画等の作成
- I-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施
- I-3 快適な施設環境の確保
- I-4 一人一人の子どもに個別に対応する努力
- I-5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み
- I-6 苦情解決体制

評価領域Ⅱ 保育の実施内容

評価分類

- Ⅱ-1 保育内容
- Ⅱ-2 健康管理・衛生管理・安全管理
- Ⅱ-3 人権の尊重
- Ⅱ-4 保護者との交流・連携

評価領域Ⅲ 地域支援機能

評価分類

- Ⅲ-1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供
- Ⅲ-2 保育所の専門性を活かした相談機能

評価領域Ⅳ 開かれた運営

評価分類

- Ⅳ-1 保育所の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ
- Ⅳ-2 保育内容等に関する情報提供

評価領域 V 人材育成・援助技術の向上

評価分類 Vー1 職員の人材育成 Vー2 職員の技術の向上

評価領域VI 経営管理

評価分類

- Ⅵ-1 経営における社会的責任
- Ⅵ-2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等

評価領域▼ その他評価ポイント

実地調査で用意していただく必要書類

※既存のものをご用意ください。(無い場合、新たに作成していただく必要はありません)

評価領域 I 子ども本人の尊重

評価分類

- I-1 保育方針の共通理解と全体の計画等の作成
- I-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施
- I-3 快適な施設環境の確保
- I-4 一人一人の子どもに個別に対応する努力
- I-5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み
- I-6 苦情解決体制

【ご用意いただく書類】

- 〇 保育課程・保育方針・運営方針・園の目標・年間行事予定表
- 全年齢の指導計画(年間・月間・週案・個別・障害児個別)
- 会議の記録ノート(職員・カリキュラム・乳幼児会議・ケース会議記録など)
- 〇 保育日誌(各クラス・個人記録)
- 〇 経過記録
- 〇 保育要録
- 〇 児童健康台帳
- 〇 健診、歯科健診記録
- O アレルギー対応マニュアル (指示書・診断書含む)
- 〇 虐待対応関係書類
- 〇 苦情対応記録・苦情解決マニュアル
- 〇 第三者委員、苦情解決窓口の周知(掲示を確認)

評価領域Ⅱ 保育の実施内容

評価分類

- Ⅱ-1 保育内容
- Ⅱ-2 健康管理・衛生管理・安全管理
- Ⅱ-3 人権の尊重
- Ⅱ-4 保護者との交流・連携

【ご用意いただく書類】

- 〇 献立表、給食日誌、残食調査、レシピ集
- 〇 全年齢の指導計画(年間・月間・週案・個別・障害児個別)、デイリープログラム
- 〇 保育日誌、業務日誌
- 〇 散歩記録、散歩マップ
- 〇 健康マニュアル、健康観察内容など毎日確認する内容が記載されている書類
- 〇 衛生管理マニュアル、 感染症対策マニュアル
- O 安全管理マニュアル、 事故対応マニュアル、 防災対策マニュアル、 不審者対応マニュア ル
- 〇 苦情対応マニュアル・実習生、 ボランティア受け入れマニュアル
- 〇 避難訓練計画表、実施記録
- 〇 研修計画書及び研修記録(内部研修を含む)
- 〇 連絡ノート、クラスノート、園だより、年間行事予定表等
- 〇 懇談会、面談、相談記録
- 緊急連絡対応書類(緊急連絡票・救急機関一覧等)
- 〇 個人情報取扱に関するガイドライン
- 〇 保護者への配布物 おたより・お知らせ・保護者アンケート等
- 〇 事故報告書
- 〇 重要事項説明書

評価領域Ⅲ 地域支援機能

評価分類

- Ⅲ-1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供
- Ⅲ-2 保育所の専門性を活かした相談機能

【ご用意いただく書類】

- 〇 子育て支援計画(育児講座・育児相談・一時保育),実施状況記録〇育児講座・育児相談・ 一時保育などのチラシ
- 〇 関係機関・地域団体等のリスト

評価領域Ⅳ 開かれた運営

評価分類

- Ⅳ-1 保育所の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ
- Ⅳ-2 保育内容等に関する情報提供

【ご用意いただく書類】

- 〇 入園のしおり、重要事項説明書
- 〇 幼保小などの交流記録
- 〇 保育所のパンフレット・広報誌
- 〇 地域活動記録

評価領域 V 人材育成・援助技術の向上

評価分類

- Ⅴ-1 職員の人材育成
- Ⅴ-2 職員の技術の向上

【ご用意いただく書類】

- 〇 研修計画書及び研修記録(内部研修を含む)
- 〇 保育士の自己評価及び保育所の自己評価について記載されている書類

評価領域VI 経営管理

評価分類

- Ⅵ-1 経営における社会的責任
- Ⅵ-2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等

【ご用意いただく書類】

- 研修計画書及び研修記録(内部研修を含む)○職員倫理規程
- 〇 業務日誌

引継ぎ・共同保育について

1 引継ぎ・共同保育の期間・頻度・参加者・内容

期間	参加者	頻度	引継ぎ・共同保育の内容
令和2年	施設長予定者	週1回	・ 年間通して、園内及び保育園周辺の環境を把握し、季節に応じた保育の引継ぎを行う
4月~12月	主任保育士予定者		• 日常の保育について引継ぎを行う
	【計2人】		・ 一覧表に掲載されている地域交流活動に現園長とともに参加すること季節に応じた設
			備の使用について引継ぎを行う
			• 送迎等を通じて、保護者と十分なコミュニケーションをとる機会を確保する
			・ 保育園近隣の住民や関係機関との関係を構築する
			次年度のクラス担任を決定する際の参考にするため、各クラスの特徴をつかむ
令和3年	施設長予定者	週 5 日	・ 次のスケジュールで移管先法人職員がクラスの運営を行う
1月~3月	主任保育士予定者		1月:1日の流れを知り、市職員と連携して保育する
	各クラス(0~5 歳)1		2月:部分的にクラス運営を行い、様子を把握する
	名		3月:1日を通したクラス運営を行い、一日の流れを把握する
	【計8人】		• 担任予定クラスの子どもの特徴(性格、アレルギーの有無、園における過ごし方等)
			を把握する
			• 園児が新しい担任に慣れる期間を確保する
			・ 障がい児等特別な配慮を要する園児の対応の引継ぎを行う
			・ クラス担任各者が通常勤務・早番・遅番に入り、全ての保護者と面識を持ち、信頼関
			係を構築する
			毎月実施される行事(誕生会、避難訓練、園外保育等)の引継ぎを行う
			年間行事及び地域交流活動に参加する
			・ 5 歳児クラスの担任については、上記に加えて、園児の就学がスムーズにいくように
			幼小連携についても引継ぎを行う(引継いだ内容については、次年度の5歳児の担任
			にしっかり伝えること)

2 共同保育期間中(令和3年1月~3月)の情報交換について

- クラスごとに移管前の担任から移管後の担任予定者に対して、情報交換を行う機会を少なくとも週に1回設けること。
- クラスごとに実施した情報交換のうち、特に必要があると考えられる情報について、園全体で情報交換を行う機会を少なくとも月1回設けること。また、その機会について、記録を残し、市に報告すること。

3 引継ぎ・共同保育の費用の支払いについて

引継ぎ・共同保育の部分について、本市と委託契約を結んでいただきます。その経費については、市が令和2年度予算の範囲で必要と認める額を支払います。

4 引継ぎ・共同保育期間中(令和2年4月~令和3年3月)の事務室・控室について

本市で確保します。詳細は、移管法人確定後、本市と協議することとします。

横須賀市立逸見保育園 民間移管にかかる保育所運営に関する覚書(案)

横須賀市(以下「甲」という。)と△△法人○○(以下「乙」という。)とは、令和3年4月1日をもって乙に移管する逸見保育園の移管後の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

(遵守項目)

第1条 乙は移管後の保育園の運営にあたって、別紙の「横須賀市立逸見保育園の民間移管にあたっての諸条件」の内容を遵守するものとする。

(協議内容の履行)

第2条 乙は移管後の保育園の運営にあたって、甲、乙及び当該保育所の保護者からなる三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

(効力の発生)

第3条 この覚書の効力は、令和元年12月1日より発生するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行する ものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたと きは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第5条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和元年12月1日

甲 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市長 印

 乙
 所在地

 法人名
 理事長

横須賀市公立保育園が目指す「子ども中心の保育」について

横須賀市公立保育園では、「子ども中心の保育」の実現に向けて、様々な実践をしています。

1 公立保育園が目指す「子ども中心の保育」とは

「保育士の子どもへの関わり方」を主題とし、日常の保育の中で、「大人のこうさせたい」ではなく<u>「子どものこうしたい」</u>を尊重する。保育士は、子どもの心の動き(精神・知識や感情・意識)を理解し関わることで、子どもの主体性や自立性を育み、子ども中心の保育の実現を目指します。

2 私たちの目指す子ども像とは(どのような子どもになってほしいのか)

- ① 自分の考えや気持ちを伝えられる子
- ② 自分のやりたいことを自分で決めて、学ぼうとする子
- ③ 工夫し創り出せる子
- ④ 挑戦できる子
- ⑤ 自己肯定感がもてる子

めざす子ども像 「自分で考え 行動できる子」

3 具体的な関わり

- ① 子どもの気持ちを受け止め、応答的な対応をする
- ② 子どものやりたいを実現する環境づくり
- ③ 子どもの力を信じその力を引き出す
- ④ 子どもと心を通じ合わせる
- ⑤ 子どもも大人も楽しめる保育

4 子どもとの関わりのポイント(優先順)

(1) 見守り

すぐに手を出さず、子どもの葛藤の原因を見極め、いつでも援助できるよう注視し、見守る。

(2) 足場かけ

子どもの思いや意志を確認し、状況を整理・確認のうえ、解決策への 見通しがもてるように援助する(解決策の方向づけはしない)。

(3) 省察・うながし

「どうしたらいいのかな?」、「どうなっているのだろうね?」などと 質問し、子ども自身、または友達同士で考えるように仕向ける。

(4) 誘導

問題の解決を促すヒントを出す。子どもが状況を理解できるような言葉がけを行う。

(5) 教導

解説や説明を行い、答えを教える。

*子どもの発達に応じて(1)(2)(3)の関わりを中心に保育をしています。

5 共通課題

- ① 教えるではなく伝える(禁止・否定「ダメ」用語は使わない)
- ② すぐに答えを出さない「待つ・聞く」
- ③ 子どもを大人(保育士)の都合で待たせない
- ④ クラスの垣根(壁)を取り払う(みんなで子どもを見ることが出来るチームワークカ)
- ⑤ 話し合いを日常的に行う (話しやすい関係、環境づくり)

本園の教	去 . 4444	5071	`+ ı-==+-7 */ -7	に関する教育・保育等の総合的な提供の促進に努めます。子どもの主体性及						0歳児			は切にし、心身ともに満たされて安心して過ごす。 即び伸びと遊びを楽しみ、様々なものに興味関心を持つ。			
保育の基		-				促進に劣めます。 子と ある人」を育みます	もの主体住及			1歳児		できる関	K、見る、触れるなどの経験をし、人や物への関ル K、や安全な環境の下で自分でしようとする気持ち 言葉を獲得する。			
教育•保育	●								の教育 発育目標	2歳児(満3歳児)	自分の思いや欲求	を受け」	を進んでしようとする気持ちをもつ。 かてもらったり共感されることにより、安心して自己発揮できるようになる。 長材に触れたり、言葉のやりとりを楽しんだりする。			
教育•保育								(学年0)重要事 頁)	3歳児	生活の中で必要とする言葉 自分の要求や感じたことを		ナ、自信をもって楽しく園生活を送る。 を知り、身近な人との言葉のやりとりを楽しむ。 自分なりの方法で表現する。			
	「休」	健康で	たくましい子ど:	ŧ,→くバเ+ず ォ	きらめずに最	後までやりぬく子ども				4歳児	身近な社会や自然	事象に	:的に行動し、基本的な生活習慣や態度を身に付 興味・関心を持ち、発見を楽しんだり考えたりしてぐ ち、保育士等や友達との関わりを広げる。		入れる。	
保育目			たくならいうと 心の子ども→思							C 45 10	園生活を楽しみな	がら、主	体的に行動し充実感を味わう。			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	_					句かいやり遂げる子ど:	ŧ			5歳児			好奇心や探究心をもって関わる。 りの中で、思いやりの心が育つとともにみんなで協	カしたり、	目的を成し遂げる喜びを味わう。	
* 延長保育		· 間18:0	0~18∶00 保₹ 0~19∶00 保 年末年始			00~19:00		(日常	主な行事 常の節 E D 行事部	まとし リスマス	会 ●節分 ●ひな	祭り ●	●運動会 ●敬老会 ●七夕 ●夏期保育 ● 中園児お別れ会 ● 中園式 ●誕生会 ●健康記 育 ●バス遠足(年長児)●懇談会 ●個人面談	》断 ●歯	科検診 ●耳鼻科検診	
	要領上の教 [*] 基本及び目標		音の 発達	産過程とクラス	スの相関性	保育5領域	との整合性			家庭との	連携		小学校への接続・連携		地域の実情に対応した保育事業と地 域の子育て力を育む(社旗貢献)	
ン 知能力 ④人と関わる力	習慣 ②自己肯を特に礎として、 ならいが相互に ある	育みたし	トカと 育む環: とともに	児各1クラス、子。 境設定や丁寧な 、「ねらい」や「め 営みを実践してし	保育を展開する あて」をもった	生活を通した豊かな経駆りを通し、各領域とねらしを総合的に実践すること	いが相互に関連し	した活動	活など 得られる		1々の子どもの生 の理解と協力が にし、連携しなが	通じて びの接 ●保育	ローチカリキュラムを作成し、園児と児童の 小学校生活に安心感・期待感が感じられる 続き図る 「士と教諭間で、子どもの育ちをつなげるた 達し共有化を図る	よう、学	ランティアを通じ地域連携を円	
	年齢		0歳児		1歳児	2歳児(満3歳児)	3歳児		WW-71 1 11	4歳児 5歳児			 - 人権尊重・虐待確認保護・個人情報	保護		
養護(保育教諭 が行う事項)	魚 生命の保持		生理的欲求の充実		ムの形成を促す	適度な運動と休息の充足	健康的生活習慣の	康的生活習慣の形成		息のバランスと調	健康・安全への意識の向上		* 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則 第3-4(1)			
	情緒の安	情緒の安定 応答的な触れ合い 温か 情緒的な絆の形成 安定			りとりによる心の	自我の育ちへの受容と共感主体性の育成			自己肯定感の確立と他者 心身の調和と安定により自 の受容 信を持つ			~エ、(2) ア~エ参照				
	ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開される)												■幼児期の終わりまでに育ってほ ■教育・保育において育み			
	三つの視点(乳児))	乳児保育	5領域 (満1~3歳未満児)	1歳児(満1歳より)					課程に係る教	育時間を含む		しい姿10項目	質·能力	カの3本の柱 	
教育	健やかに伸 び伸びと育つ	車 睡 眠 鱼	本機能の発達 ●食 展等の生活のリズム		よる行動範囲の 拡大	●排泄の確立 ●運動・指先の機能の発達	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣			への関心 体の協応運動 ●健康増進とさら への意欲		なる挑戦	ア 健康な心と体	り、分かっ	な体験を通じて、感じたり、気付いた ったり、できるようになったりする 及び技能の基礎	
(園児が環境に 関わって経験 する事項)	身近な人と気			人間関係	●周囲の人への 興味・関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達とのかかわりの増大	●道徳性の芽生え 遊びの充実	と平行	●仲間と	の深いつながり	●社会性の確立と の育成		イ 自立心 ウ 協働性 _エ 道徳性・規範意識の芽生え	イ 気付し	いたり、できるようになったことなどを使	
乳児は3つの視 点、幼児は5つの	持ちが通じ	わりによ	る愛者心の形成)育みと応答による	環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な かかわり	●身近な環境へ <i>の</i> なかかわり)積極的	●社会事 まり	多への関心の高	●社会、自然事象 なる関心と生活へのれ		カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重	_{する} 「思考)	たり、試したり、エ夫したり、表現したり 力、判断力、表現力等の	
領域で区分され ている。	身近なものと	●身近な	環境への興味を	言葉	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやりとりの楽しさ	●言葉の美しさ、3 の気付き ●生活 必要な言葉の理解	の中での	●伝える	力・聞く力の獲得	●文字や数字の獲 遊びの発展	き得による	ク 数量や図形、ヒ標識や文字などへの関心・ 感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	基礎」	、意欲、態度等が育つ中で、よりよい	
	関わり感性 が育つ	持つ ●身体 <i>0</i> 表現)諸感覚認識による	表現	●いろいろな素材 を楽しむ	●象徴機能の発達と、イ メージの膨らみ	●自由な表現と豊 の育ち	かな感性			●ダイナミックな表 ●感動の共有	現	コ 並がな際性と教現		^{もうとする} こ向か う 力、人間性等」	
							特に配り	慮す・	べき	事 項						
健康及び安全(健康支援) 環境を通して行う教育及び保育										食育の推進			子育で			
②嘱託医によ ③学校安全計	る健康診断・歯 ト画の実施・評	歯科∙耳 価	要な習慣や態 鼻科・眼科検診 また、異常が認	;	を通し、「健全 勢」「人格形成	な生活を送るために必 なに基礎となる豊かない 可きな意欲」を培うため	必要な人としての シ」「物事に自ら	の姿 5関わ	感する	●豊かな食(ングの実施)	の体験を積み重 ●旬の食材を係	≣ねる(赴い、 第	é養バランスを ■一時預かり事業を	すてあう、 実施 われる教	字びあう場を提供する 対育・保育のノウハウも活用	
特色あ	る教育と保育		子ども主体及 わりを行うこと		になる」課程を	を尊重した教育・保育、	「遊び」を教育	・保育活	動の中	『心とし保育士	は子どもの活動	を保障	章するため、教育的な要素を加えた環	境設定	や教育的営み5段階のかか	
	研修計画							の実施・公開保育の実践 ●保育計画プロジェクト保育内容研修 ●園庭(改良)ワーキング ●集合研修								
自己評価 ●園長・副園長、保育士等の自己評価 ●園評価 全体の計画 反省による教							教育・保育計画、教育課程の見直し ●公立保育園園長による第3者評価 ●保護者アンケートの実施						実施			

2019年度 年間指導計画 <5歳児>

横須賀市 逸見 保育園

		●園生活を楽しみながら、主体的に行動し充実感を味 ●友達や異年齢児との関わりの中で、思いやりの心が びを味わう		事 ●身近な社会や自然事象に好奇心や探究心をもって ●自信をもって自分の思ったことを表現する	て関わる しょうしょうしょ	園長	担当	
	年間区分	I 期 (4月 ~ 5月)	Ⅱ期 (6月 ~ 8月)	Ⅲ期 (9月 ~ 12月)	Ⅳ期(1月 ~ 3)	月)		
	子どもの姿と 育みたい側面	・年長になった喜びや期待感、自覚をもち意欲的に園生活を送る子がいる *進んで体を動かす心地よさを感じ、遊びを通して友達とのつながりを深める	 身近な自然事象や事物、動植物に興味や関心が高まり友達一緒に見たり考えたりする子がいる ・相手の思いや考えに気付きながらも自己主張し、ぶつかりをが見られる ※色々な経験をする中で、考えたり試したり工夫したりする 	する姿が見られる	むようになってきている	いながら、活		
	ねらい	・年長児としての自覚をもち、意欲的に園生活を送る ・友達との遊びや生活を楽しむ	・夏ならではの自然や身近な環境に触れ、見たり試したり考えりして遊ぶ・友達とのつながりを深め、互いの思いを伝え合いながら遊び楽しむ	・共通の目的に向かって友達と考えを出し合いながら協力して活動に取り組む	・様々な場面で見通しを立てて行動する 話・一人一人が自分らしさを大切に充実感を て遊びや生活を進めていく	・味わいなか	 がら、協力し	
	心と体 の健康	・身のまわりを清潔にし、生活に必要な活動を自分でする ・十分に体を動かして遊ぶ ・進んで食事をすることを楽しむ ・安全に気を付けて遊具や道具を正しく使う	・自ら気付いて汗の始末や衣服の調節をする ・進んで戸外や水・泥遊びを楽しむ	・自分の体に関心をもち、健康に必要な習慣を身に付ける ・色々な運動に興味を広げ、十分に体を動かしルールのある遊 びに進んで参加する ・危険な場所や災害時等の行動の仕方が分かり安全に気を付け で行動する	・就学への喜びや期待を膨らませ意欲的	しをもって行	動する	
内	人との 関わり	・友達と過ごす楽しさを味わう ・当番活動などに意欲的に取り組む	・友達と十分に関わり自分たちで遊びを進めていく ・異年齢児との関わりの中で優しさや思いやりをもつ ・他人の役に立つことを嬉しく感じる ・地域の人々に親しみをもつ	・身の周りの人や友達への親しみや思いやりを深める ・遊びの進め方を友達と話し合い、協力したりきまりを守ることの 大切さが分かる	・よいこと、悪いことを自分で考え行動する ・自分たちでルールを決めたり、遊び方を 楽しむ ・生活をともにしてきた身近な人と、一緒に わい感謝の気持ちをもつ	さ考えたりして		
環境との 関わり		・身近な自然(土、砂、水等)や動植物に興味をもち、触れたり観察したりして遊びに取り入れていく ・季節の変化に興味をもつ	・身近に起こる色々な事象に関心をもち疑問に思ったことなと 試したり調べたりする ・動植物の世話を通じて命あるものの存在に気付き大切にす	・自然物を使って様々な遊びを楽しみ、素材の感触や物の質な	・生活の中で時間を意識したり、簡単な標識や文字に関心を			
容	言葉の 育ち	・人の話を注意して聞く・自分の気持ちを相手に分かるように言葉で伝えようとする	・体験したり、感じたことを言葉で表現する	・友達とのやり取りを十分にし、思いを伝え合う ・友達との関わりの中で、相手の気持ちを受け入れる	・自分の考えを相手に分かるように伝え、 し注意して聞く	相手の話の	内容を理解	
	表現 する力	・感じたことを自由にかいたり、つくるなどして表現することを楽しむ・友達と一緒に歌ったり身体表現を楽しむ	・絵本や物語などに親しみ想像する楽しさを知る ・いろいろな素材の性質を知り、自分のイメージに合わせてつろうとする	・絵本や物語などに親しみ、想像を豊かに膨らませて表現する ・歌を歌ったり、楽器を使ったりして表現することを楽しむ	・様々な出来事の中で、経験したことや感 ・自分のイメージを動きや言葉で表現する			
	食育	・食事のマナーを意識する・食べ物の役割を知る	・夏野菜を栽培し、その成長に関心をもち収穫することを楽しだり、食べる喜びを味わう	ん ・健康な体作りに関心をもち、好き嫌いを減らす ・自分の食べる量が分かる	・食べ物と健康との関係が分かる			
*	■ 環境構成 、援助・配慮 (養護含む)	■子どもが伸び伸びと安心した気持ちで生活できるように活動の流れに沿って時間や場を構成する ■春の自然に興味をもてるような機会や環境を用意する(図鑑、虫かご、虫とり網など) ★子どもたちのイメージや創造しようとする気持ちを大切にする ★年長になった喜びと不安を受け止め、一人一人に丁寧に関わっていく	■夏の活動に合わせた室内、戸外での過ごし方を分かりやす 工夫して知らせる ■身近な自然物と触れ合う中で興味や疑問を追及したり、継 して成長が見守れる環境を工夫し、生命の大切さに気付ける にする ★気温や湿度が高いので水分補給や体調の把握に留意する	くる 続続 よう ★感染症の予防、手洗いうがいなどの大切さを伝え健康に過ごせるようにする ★子どもたちから出てきた遊びや想像の表現を大切にし達成感	■交通ルールや時間に関心や意識がもっく ■就学に向けて小学校と連携していく ★クラスー人ー人が大切な仲間であり、かあることを伝えていく ★不安や期待感を受け止め、一人一人か	てるように働; いけがえのな	い存在で	
	家庭や地域 との連携	・クラスの運営方針を伝え、一緒に子育てを楽しめるように言葉をかける ・家庭と園での様子を伝え合い、信頼関係を築き子どもへの理解を深める ・はべくみボランティア、園庭開放、敬老会等で地域の方々との関わりを深める ・感染予防の対応を伝え、健康への理解を図る ・季節に応じた年中行事を通して日本文化を知らせる	・子どもの成長を知らせ、家庭との信頼関係を築くようにする	・園での様子を丁寧に伝えるとともに家庭での様子を聞き 情報を共有して就学へとつなげていく	・就学に向けて小学校の様子や情報を知・子どもの成長を喜び合い、共有する	らせる		
	評価•改善	園長 担当	園長 担	当 園長 担当	-	園長	担当	

逸見保育園

年間目標		●園生活を楽しみながら主体的に行動し、基本的な生活習作 ●いろいろな遊びに興味を持ち、保育士等や友達との関わり			お近な社会や自然事象に興味、関心を をびの経験を広げ、いろいろな方法で		見を楽しん	だり考えたりして生活に取り入れる	園長	担当	
	年間区分	I 期(4月 ~ 5月)	Ⅱ期 (6月 ~ 8月)		Ⅲ期(9月 ~ 12月	1)		Ⅳ期(1月 ~ 3)	 月)	<u></u>	
	子どもの姿と 育みたい側面	・生活に楽しみを感じたり、不安、緊張を感じる子がいる *保育士等に親しみ、安心感や信頼感をもつ *園生活の一日のおおよその流れが分かり、自分でできることは 自分でしようとする	*様々な機会を通して友達と触れ合い、一緒に遊ぶ楽しさを知る * 興味、関心をもち、経験を重ね、自分なりにやってみようと遊び *		 人一人の興味や関心が広がり、自分なりにやってみようとする気持ちが見られる *全身運動が活発になり、体を動かす心地よさを味わう *友達との遊びを通して生活のきまりや遊びのルールの大切さに気付く 			する気・新しい活動に進んで取り組み、試したり工夫したりして遊ぶなる ・きまりを守ろうとする気持ちが芽生え、問題が起きた時は自			
	ねらい	・生活の流れが分かり、安心して過ごす ・自分でやりたい遊びを見つけ、保育士等や友達と触れ合って遊 ぶ楽しさを味わう	・遊びや生活の中で様々な事を感じたり考えたりする		達との関わりを広げ、共通の目的をもって む びの経験を広げ、イメージや思いを自分な			・生活や遊びのきまりを守り、基本的な生活け自信をもって行動する ・友達とのつながりを広げ、自分の力を発することを楽しむ。			
	心と体 の健康	・生活の流れがわかり、身の回りのことを自分でしようとする ・保育士等と一緒に体を動かして遊ぶことを楽しむ	・戸外で全身を思い切り動かして遊び、みんなで一緒に遊さを味わう・夏を健康に過ごすために必要な生活の仕方を知る	とを ³ ・危険	ろいろな遊具や用具を使い、体を動かして 楽しむ 険なものや危険な箇所が分かり、安全に 単なきまりやルールの大切さに気付く		に遊ぶこ	・戸外で全身を思い切り動かして遊び、み、 味わう ・よいこと、悪いことがあることに気付き、守	ろうとする		
内	人との 関わり	・好きな遊びを見つけ、保育士等や友達と一緒に遊ぶ	・年下の子どもに親しみをもったり、年上の子どもとも積極的		達との遊びの場をつくり、関わりを楽しみイ イメージを具体的にして遊ぶ	ながら自分の	思いを出	・自分でできることは自分で行い、基本的が・友達のよさに気付いたり、相手を受け入れ・友達と一緒に目的やイメージを共有し、4	いたりしながら	ら、生活する	
	環境との 関わり	・戸外で身近な自然(土、砂、水等)に触れ、心地よさを味わう ・身近な遊具や用具の安全な扱い方を知り、楽しく遊ぶ	・土や砂、水の感触を味わったり、身近な動植物を見たり削しながら興味、関心をもち、発見を楽しむ ・具体的なものを通して数や量、色、形などに関心をもつ	ったりんだ	・自然の美しさに触れて感動したり、自然物を使って遊ぶことを楽しんだりする・共同で使う遊具や用具を友達と譲り合い、大切に使う			・身近な自然事象から、冬から春への自然の変化を感じとる ・生活や遊びの中で、数量や図形や文字に関心をもつ			
容	言 葉 の 育ち	・友達と一緒に保育士等の話を親しみをもって聞く ・してほしいことや困ったことなどを保育士等にいろいろな方法で伝えようとする	・生活や友達との遊びの中で必要な言葉の使い方に気付いことやしてほしいこと、思ったことなどを言葉で伝える ・絵本や童話などを興味をもって見たり聞いたりする	す •進ん 味わ •みん	んなで歌を歌ったり、曲に合わせて楽器を	聞き、想像す	る楽しさを	・保育士等や友達の話を注意して聞き、内 ・遊びの中で自分の思ったり考えたりしたこ えようとする			
	表現する力	・生活の中でいろいろな音、形、手触りなどがあることを感じて楽しむ・自由にかいたり、つくったりすることを楽しむ	・身近にあるいろいろな素材や用具に親しみ、かいたり、マ することを楽しむ	くったり 表現 ・いろ	⁾ う じたことや考えたことを言葉を使ったり、か ますることを楽しむ ろいろな材料を自分のイメージに合わせ ⁻ にごを知る	ったり、かいたり、つくったりして ・遊びに必要なものをエチ 合わせて見立て、工夫してつく 使って友達と遊ぶ		・音楽に親しみ、体で表現することを楽しむ・遊びに必要なものを工夫してかいたり、つ使って友達と遊ぶ	てかいたり、つくったりして、そ		
	食育	・食事のマナーを知る (食器、食具の扱い、姿勢、準備など)	・栽培や食事の準備を通して、食物や食事に関心をもち、食べる 楽しさを知る		・体と食物の関係に興味をもち、苦手なものでも食べてみようとする			楽しむ			
		■室内外の環境を整え、安全で快適な生活ができるようにする ■少人数でじっくり取り組めるような場を多様に作って落ち着いて 遊べるようにする ★新入園児と進級児の遊び方や生活の仕方の違いに配慮し、一 人一人が安心して過ごせるようにする ★一人一人が自分を表せるように、その姿を受け止め、信頼関係 を築いていく	■★安全・衛生面を十分に配慮しながら、子どもの気持ちい、夏の遊びを十分経験できるように環境を整える ■子どもたちが自分から遊びや活動に取りくめるよう興味に応じて、その都度環境を構成していく ★快適に過ごすため、水分補給や着替えなど、一人一人を把握し、自分でできるように見守る	る ■よ欲 ★★や★ 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	を動かしたくなる環境をつくり、十分に運 ・人一人の子どもが、それぞれの興味に成いろいろな素材や用具を十分に用意し、 もてるようにする ・洗い、うがいが身に付くように丁寧に関れ とども同士の模倣や認め合いを大切にした り造性を育てるように配慮する を水な裏切が楽しめるように、一人一人の の、共感する	だた活動に、 やってみよう つっていく よがら、表現っ	取りくめる うとする意 する意欲	■冬の遊びを楽しめるように環境を整える ■進級に向けて自分で考えたり、試したり、 進められるようにしていく ■いろいろな遊びや生活などの見通しをも する 一間じ目的や興味を持つ友達の考えが伝 方法で援助し、自分たちで遊びが展開で ★一人一人のアイデアを認めたり、取り入。 それぞれの子どもが自己発揮できるように ★一年をふり返りながらよいところを認め、 もてるようにしていく	、工夫したり ってるように弱 わるように、「 きるようにする れたりするよ する	環境づくりを いろいろな る うに見守り、	
***	家庭や地域 との連携	 ・園児、保護者の緊張や不安を受け止めながら安心して登園できるように、家庭での様子の聞き取りや理解に努める ・はぐくみボランティア、園庭開放、敬老会等で地域の方々との関わりを深める ・感染予防の対応を伝え、健康への理解を図る ・季節に応じた年中行事を通して日本文化を知らせる 			庭生活でも身近にある素材や用具を使用 能れ合いが深められるように発信する	する機会をも	ち、親子	・基本的な習慣や遊び方、友達関係、生活けて保護者に伝え、成長への支えとなるよ		を進級に向	
	評価・改善	園長 担当	園長	担当	_	園長	担当	2017年底 集活如末去四	園長	担当	

年間目標		●基本的な生活習慣を身に付け、自信をもって楽しく ●生活の中で必要とする言葉を知り、身近な人との言		●保育士等や友達に親しみをもち、友達と触れ合いながら自分のしたい遊びに取り組む ●自分の要求や感じたことを自分なりの方法で表現する						
	年間区分	I 期 (4月 ~ 5月)	Ⅱ期 (6月 ~ 8月)		Ⅲ期 (9月 ~ 12月)	Ⅳ期(1月 ~ 3月)				
	子どもの姿と 育みたい側面	・進級を喜び生活や遊びに意欲的な子、新しい環境に不安を感じる子がいる *園生活の流れが分かり、少しずつ安心して生活し、身の回りのことなど自分でできるようになる	がみられる *友達の存在を意識し、一緒に遊ぶ一方で物の取り合い* などぶつかり合っていく中で、友達との関わり方を知る **		・保育士等の話を聞いて行動したり、友達と一緒に活動 する楽しさを味わえるようになる *生活の中で自分でできることは進んでしようとする *友達との関わりの中で、思いや考えを通そうとするが、 相手の気持ちにも徐々に気付いていく	・自分でできることが増え、生活に見通しをもって意欲的に過ごすようになる ・体験したこと想像したことを自分なりに話し、言葉での表現が豊かになってくる ・進級することに期待や喜びの気持ちをもつ				
	ねらい	・園生活の流れを知り、生活リズムに慣れる ・喜んで登園し、友達や保育士等に親しみをもつ	・遊びや生活を通して約束やきまりがあることを知る		・経験したこと、感じたこと、想像したことなどを様々な方法で表現する・友達と一緒に同じ遊びをする楽しさを味わう	・基本的な生活習慣を身に付け、自信を持って伸び伸び と活動する ・友達との関わりを深め、一緒に遊びを楽しむ				
心と体 の健康		・食事、排泄、手洗い、うがい、衣服の着脱など保育士等 と一緒にしようとする	・夏の生活の仕方が分かり、促されて自分でし ・梅雨、夏の健康に興味や関心をもち、水分を 汗をかいたら着替えて体を清潔に過ごす	甫給をしたり	・手洗い、うがい、着脱、排泄など手順や意味を理解し自分からしようとする ・遊びこむ中で、それに必要な道具や材料などを自分で 選べるようになる	・食事や排泄、衣服の着脱など自分でできることは自分で行い、自信をもって過ごす ・工夫しながら遊びを展開させたり、全身を使った遊びを 十分に楽しんだりする				
内	人との 関わり	・好きな遊びを見つけ、遊びこむ・信頼できる保育士等のそばで安心感をもって過ごす・友達と関わりながら遊びを真似て一緒に遊ぼうとする	・保育士等との信頼関係の中、自分の思いを含せるようにする ・遊びの中で異年齢児との触れ合い遊びを楽・身近な物の多い少ない、色、形などに興味や	にむ	・保育士等や友達と一緒に簡単なルールのある遊びを楽しむ ・保育士等の手伝いをすることを喜び、意欲的に取り組ま ・友達とのトラブルの中で自分の気持ちを伝えようとする	・順番や交代することが分かり、並んで待ったり交代で遊				
	環境との 関わり	・自分のマーク、持ち物の置き場が分かり手伝ってもらいながら自分でしようとする ・戸外に出て自然に触れたり、十分に体を動かして遊ぶ・水・泥・砂遊びなど開放感が味わえる遊びを十分に楽し	・身近な小動物や虫に興味をもち見たり、触れぶことを楽しむ		・身近な物の色、形、大小などの違いに気付く ・木の葉、木の実、小石などを集め、それらを使っていろ いろな遊びをする	・危ない場所に近づくことが少なくなり、危険な遊びに気付く ・みんなの物を大切に扱おうとする気持ちが育つ				
容	言葉の 育ち	い。 保育士等の話を興味や関心をもって聞こうとする ・生活に必要な挨拶や言葉を知り、使おうとする ・したいこと、してほしいことを保育士等に動作や言葉で 伝えようとする	・自分の経験したことや思いを、保育士等や友達に話そうとする ・絵本や紙芝居などに親しみ、イメージを広げる ・様々な経験の中、ごっこ遊びや見立て遊びを楽しむ ・保育士等や友達と一緒に体操したり、音楽に合わせて 身体表現を楽しんだりする		・自分の思ったこと、感じたこと、疑問に思ったことを言葉で伝えようとする ・遊びの中で必要な言葉が増え、やり取りを楽しむ・絵本などに親しみ、イメージを持って聞き、言葉遊びを楽しむ	・自分の思いや要求を主張しながらも友達の気持ちに 気付く ・ごっこ遊びを通して言葉のやり取りを楽しんだり、表現 遊びを楽しむ。				
	表現 する力	・友達と一緒に歌ったり、簡単なリズムに合わせて体を動かすことを楽しむ ・クレヨンや粘土の使い方を知り、表現することを楽しむ			・様々な用具や素材を使って自由にかいたり、つくったり する ・自然物や身近な素材で好きな物をつくり、それを使って 遊ぶことを楽しむ	・音楽に合わせて楽器を鳴らしたり、体を動かすことを 楽しむ				
	食育	・保育士等や友達と一緒に楽しく食べる	・畑の野菜に興味や関心をもつ		・食器や食具の扱いに慣れ、おいしく食べる					
*	■ 環境構成 ィ 援助・配慮 (養護含む)	りながら自由に使えるようにする ■室内遊びでは家庭的な雰囲気をつくり、安心して好きな遊びができるようにする ★一人一人を温かく受け入れ、安心感が持てるよう心がけ、小さなサインも見逃さないようにする ★好きな遊びが見つけられるように一緒に遊んだり興味が持てるように環境を整える	りたいときにできる時間や場、遊具の数を用意する ■シャワーや水遊びが安全にできるように場所、玩具などを整えておく ★子どもの言葉や表情から思いを受け止め、共感をもって関わっていく ★書さを考慮し、適度な水分補給と休息を十分に取れるような配慮をする		え、友達との関わりを広げていく ■全身を使った遊びが繰り返し楽しめるような環境の工夫をする ★友達とのトラブルでは一人一人の気持ちを受け止め、相手の気持ちにも気付けるように援助していく ★気温の変化に応じて衣服の調節などに留意し、健康に過ごせるようにする	★生活習慣が身に付いているか把握し、一人一人の自立に向けて援助していく ★友達と一緒に遊べるような環境を用意したり、必要に応じて言葉かけをする ★一人一人の成長の姿を認め、進級への期待や自信につながるようにしていく				
家庭や地域との連携		 ・日々の様子を伝えながら、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築いていく ・家庭との連携のもと、一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮していく ・感染予防の対応を伝え、健康への理解を図る ・はぐくみボランティア、園庭開放、敬老会等で地域の方々と関わりを深める 	・日々の生活を保護者とともに見守りながら一緒に子育てを楽しむ		・友達との関わりが増え、トラブルも多くなるが、その中で成長していくことを伝えながら、保護者に寄り添っていく	•				
	評価·改善	園長 担当	園長	担当	園長 担当	図長 担当 図長 担当 2017年度 構須賀市立保存園保育計画DT作成				

												T 1
	年間目標	●生活に必要な身の回りのことを進んでしようとする気持ちをもつ ●自分の思いや欲求を受け止めてもらったり共感されることにより、安心して自己発揮できるようになる				●共感や共有する体験を通し、友達 ●日常の環境を通して様々な素材				園長	担当	
	年間区分	I 期 (4月 ~ 5月)		Ⅱ期(6月 ~ 8月))		Ⅲ期(9月 ~ 12)	月)		Ⅳ期(1月 ~ 3	月)	
子どもの姿と *育みたい側面		や友達と関わり過ごす姿が見られる ・自我が芽生え、自他の区別もできて、固執や反抗など 自己主張が強くなる ・保育士等に促されながら、生活に必要な身の回りのことをしようとする気持ちをもつ					め *簡単な身の回りのことが、少しずつ自分でできるよなった喜びを感じながら、進級することに期待をもつ*「なぜ?」「どうして?」などの質問が盛んになり、様					
ねらい		・新しい環境に慣れ、期待感や安心感をもって園生活を送る。 ・保育士等や友達と好きな遊びを楽しむ・保育士等や友達と好きな遊びを楽しむ。		・生活が安定し、友達と関わりながら園生・夏の遊びに興味をもち楽しむ	生活を楽し	む	・簡単な身の回りのことを自分でしよう。・体を動かすことを楽しむ	とする		・基本的生活習慣や生活リズムが身り ごす ・友達と積極的に関わり、会話や様々		
	心と体 の健康	・新しい環境や生活リズムに慣れ、安心して・保育士等に手伝ってもらいながら、自分でとをしようとする		・生活の流れが分かり、自分から行動し、 ・便器での排泄に慣れ、自分で排泄が		- taz -	・簡単な身の回りのことを自分でやって きないことを保育士等に伝えようとする		たり、で	・生活に必要な習慣が身に付き、自作・進級クラスの部屋や生活風景を見たで、保育士等と喜びを共有し、進級によ	り実際に	過ごす中
内	人との 関わり	・保育士等や友達の名前を覚え、好きな遊	びを楽しむ	・友達と名前を呼び合い、一緒に遊ぶ	CEの よりに	-なる _	生活に必要な簡単なきまりが分かり、 しようとする・簡単な手伝いを喜んでする	待ったり、	譲ったり	・簡単な約束事を守って友達と遊ぶ ・友達に対する関わり方を知り、一緒	こ遊ぶこと	を楽しむ
	環境との 関わり	・春の自然を感じながら、戸外で遊ぶ ・身近な生き物に気付き、親しみをもつ ――――・砂や泥、水などに触れて遊ぶ		・夏の自然を感じながら、興味をもち見た	自然を感じながら、興味をもち見たり触れたりする			・秋の自然を感じながら、戸外で遊ぶ ・好きな固定遊具や運動遊具の使い方を知り、体を動か ▶して遊ぶ楽しさを味わう)
容	言葉の 育ち		等の話や絵本などを聞いたり、見たりすることを ・したいこと、してほしいことを言葉や動作で		作で伝えよ	うとする	場面を真似て、動作でつもり遊びをする			った・言葉での表現が豊かになり、友達との関わりが深まる		
	表現 する力	・好きな歌を聞いたり、知っている歌を歌ったして楽しむ	たり、手遊びを	・様々な素材に触れ、つくったり見せ合うことを楽しむ		む						
	食育	・保育士等や友達と一緒に楽しく食べる ・食事の時間を楽しみにする ・スプーンやフォークの使い方、持ち方を知る										
		■自分の身の回りのものが分かるように、靴箱やロッカーに個人マークをつける ■好きな遊びを選んで、遊びこめる環境を整える					■体を使った遊びが繰り返し楽しめるような工夫をする■視覚的に分かるように収納し、片づけやすくする			■室内の温度、湿度に気を配り快適に過ごせるようにるとともに、室外との寒暖差も感じながら、冬の過ごした知る		
■ 環境構成 ★ 援助・配慮 (養護含む)		★一人一人の健康状態に配慮し、生活リズムを整えていく ★一人一人が生活習慣を身に付けられるように関わっていく ★落ち着いた雰囲気の下で、子どもの目を見ながら話をする ★気持ちに寄り添いながら丁寧に関わる		★友達との関わりを見守りつつ、相手の思いや気持ちに					分 ■遊びの中に簡単なルールを設け、それを意識できる うに配慮する ★できたことを十分に認め、喜びを感じられるようにする			
						★制作物からごっこ遊び、見立て遊び にする	できるよう	 ★進級するクラスの担任へ、子ども一人一人の育ちを伝える				
家庭や地域 との連携		・新しい環境に対する保護者の思いや不安な気持ちを受け止め、子どもの様子を共有し、信頼関係を築いていく・感染予防の対応を伝え、健康への理解を図る・はぐくみボランティア、園庭開放、敬老会等で地域の				を整えて	・生活習慣については、子どもができることや自らやって みようとしている意欲を大切にし、その成長を共有する			・日々のやり取りの中で、一年間の成長などを振り返りながら、進級に向けての期待感が膨らむようにし、育ちの通しがもてるようにする		
	評価•改善	方々と関わりを深める	1長 担当	 - - -	園長	担当		園長	担当		園長	担当

	年間目標	●保育士等との安心できる関係や安全な環境の下●適切な環境の中で、運動、言葉を獲得する	で自分でしようとする気持ちをもつ	●探索活動を通して十分に聞く、見る、触れるなどで げる	の経験をし、人や物への関心を広	長 担当
	年間区分	I 期 (4月 ~ 5月)	Ⅱ期 (6月 ~ 8月)	Ⅲ期 (9月 ~ 12月)	Ⅳ期 (1月 ~ 3月)	l .
	子どもの姿 ねらい	・新しい環境や生活、担当保育士等に少しずつ慣れ、安心して好きな遊びを楽しんでいる ・手づかみやスプーン、コップを使い、一人で食べようとする ・午睡はほぼ一日一回となり安定して眠るようになる ・新しい環境に慣れ、保育士等との信頼関係を築き、安心して過ごす ・戸外で自然に触れながら好きな遊びを楽しむ	等や友達とともに生活することができる ・戸外遊びや夏の遊びを保育士等や友達と楽しんでいる ・指さしや身振り、片言で要求を示すようになる	・保育士等と簡単な言葉の繰り返しや模倣を楽しんでいる ・排泄は保育士等に知らせたり、自分から行こうとしたりするようになるが、個人差がある・「イヤ」「ダメ」「じぶんで」などの自己主張が強くなる・身の回りのことを自分でしようとする・いろいろな素材や用具に触れ、表現遊びを楽しむ	・身の周りのことを自分でしようとする ・友達と遊ぶことや言葉のやりとりを楽しん ・つまむ、握る、引っ張るなどの手指を使っ 心をもち指先を使った遊びができるようにか ・自分でできることを喜ぶ ・保育士等の仲立ちのもと、友達と言葉のり一緒に遊ぶ楽しさを味わう	た遊びに関
	養護	・一人一人の心と体の成長を把握し、安心して過ごせる ようにする	・安全・衛生面に留意し、活動しやすい環境を整える	・伝えたい、聞いてもらいたいという気持ちをしっかりと受け止め、優しく応えていく	・自分でやってみたい気持ちを受け止め、 共感する	できた喜びを
内容	る力の関わり 言葉の育ち	・新しい環境に慣れ、安心して過ごす・保育士等に援助されながら、食事、睡眠、排泄等のリズムができる・保育士等に気持ちを受け止めてもらい、安心して生活しながら信頼関係を築く・保育士等と一緒に戸外で春の自然に触れて遊んだり、園内や園周辺の散策を楽しむ・水、泥、砂などに触れて遊ぶ・「バイオイ」「ありがとう」などの簡単な挨拶をしぐさや言葉で行う・表情や指さし、動作、言葉などで自分の気持ちを表現しようとする・	 ・汗などで汚れたときは、清潔にすると気持ちがよくなることを知る ・オムツが濡れていないときは、便器に座ってみる ・保育士等との関わりを楽しみながら、好きな遊びを楽しむ ・プールなど夏ならではの遊びを楽しむ ・自然物や身近な物に対して好奇心や興味をもち、見たり触れたりして遊ぶ ・絵本や紙芝居等に親しみ、言葉に触れる ・簡単な言葉やしぐさで保育士等とのやりとりを楽しむ ・音楽に合わせて体を動かしたり、歌ったりすることを楽しむ 	・身の回りのことに興味をもち、保育士等と一緒に少しずつしようとする ・尿意や便が出たことが感じとれ、言葉やしぐさで知らせようとする ・友達を覚えたり、関心をもつ ・散歩や戸外遊びなどを通して、秋の自然に触れ興味をもつ ・簡単な片づけができる ・好きな絵本を読んでもらうことを喜ぶ ・絵本を見ながら内容や動作を言葉で表現し楽しむ・保育士等と「これなあに?」などの簡単な言葉の繰り返しや模倣を楽しむ ・いろいろな素材に触れて遊ぶ	運動や遊びを楽しむ・保育士等が仲立ちとなって友達と好きな・冬の自然を見たり触れたり体で感じたりす・玩具やいろいろなものを使って見立て遊びを楽しむ・簡単な言葉かけにより、自分から行動しよ・粘土やシール貼りなど手先や指先を使っ	用具を使った 遊びを楽しむ る びやつもり遊
	食育	・手づか。	┃)中でいろいろな食材に慣れていく ・食事の時間を楽し	みにする	
	■環境構成	境を整える ■砂遊び、水遊びなどが十分楽しめるように、安全な環境を整える ■探索活動や好きな遊びが楽しめるようにコーナーの配置を整え、成長や興味に合った玩具を用意する	■いろいろな感触に触れる経験ができるように、素材や 玩具等を用意する	素材を用意する	うに環境や玩具を配置する	
	★援助·配慮	★一人一人の発達や生活リズムを把握し、無理なく新しい環境に慣れていけるようにする ★不安や甘えなど子どもの気持ちを受容して、気持ちの 安定を図り、愛情豊かに関わる	★梅雨の時期や気温が高い時の子どもの健康への影響を配慮する ★行動範囲が広がるので、一人一人の行動を把握し注意して見守る	★自我の育ちを見守り、子どもの気持ちを受け止め、尊重しながらも必要に応じて援助していく ★自分でしようとする気持ちや、できたときなどの思いを受け止めるよう心がける	見を受け止め共感していく	と見ながら言
家庭や地域との連携		・園での生活の様子をおたより帳や送迎時に伝え、保護放、敬老会等)	者の思いや不安な気持ちを受け止め、信頼関係を築いて	いく・感染予防の対応を伝え、健康への理解を図る	・地域の方と触れ合う(はぐくみボランティ	ア、園庭開
	<u> </u>	園長	園長	園長		園長
	評価・改善	担当	担当	担当		担当

_				文			四次只用立 起几 你有							
	年間	目標		●一人一人の生活リズムを大切にし、心り ●自分の気持ちや欲求を表現し、ありの3		●一人一人の発達に応じて伸び伸びと遊びを楽しみ、様々なものに興味関心をもつ								
	年間	区分		I期(4月~5月)	Ⅲ期 (6月 ~ 8月)		Ⅲ期 (9 ~	(12月)	Ⅳ期(1月 ~ 3月)					
ねらい 養護				・一人一人の生活リズムを大切にし、新しい環中でも、安心して過ごせるようにする・触れ合いの中で手指や全身を使って遊びをむ	環境の・沐浴や水遊びを楽しみ心地よく過ごす ・保育士等と受容的・応答的な関わりの	・保育士等と受容的・応答的な関わりの中で安定して過ごす ・活動範囲の広がりに伴い、安全・衛生面に留意し、活動にやすい環境を整える・優しい語りかけや、喃語への応答により、保育士・・		・保育士等や他児との関わりを喜び、安心できる環境の中で自分の要求を表そうとする ・多様な感情を受け止め、一人一人に応じた援助を行うようにする ・子どもの興味や発達に応じた探索活動が十分に楽しめるようにする			・様々なものや人に触れながら探索活動を楽しむ			
				・一人一人の発達状態や生活リズムを把握し 理的欲求を満たし心地よい生活ができるよう ・一人一人の要求を受け止め、抱く、おんぶれて、安心感をもって遊べるようにする	こするし、活動しやすい環境を整える などし・優しい語りかけや、喃語への応答によ 等と安心して関われるようにする						行う			
				<u></u>	長	園長		園長	•			園長		
	評価	·改善			<u>国当</u>	担当	<u>-</u>	担当				担当		
							John and							
	_		_	3か月~6か月未満	6か月~9か月未満		9か月~1歳未満	1歳~1歳6か月		1歳6か月				
i	発達のめやす			 ・首がすわり、寝返りをする ・一回の睡眠時間が長くなり生活リズムができはじめる ・手に触れたものを握る ・あやすと笑ったり視線が合うようになる 	・ミルク以外のものを欲しそうにする・喃語が盛んになる		き、つかまり立ちをする にばれたら返事をする り、たたいたりする に興味をもつ	・つたい歩きからひとり歩きが 行動範囲が広がる ・「マンマ」等の意味のある言 ・はがす、積み上げるなど指 ・探索活動が盛んになる ・特定の大人との安定した関	葉を発する 先を使って遊ぶ	・歩行が安定し、段差を ・いろいろなものが食べ ・「ワンワン イタ」等の ・自我が芽生え「イヤ」 張するようになる	べられるよう! ニ語文を話	こなる しはじめる		
内	表現する力	現する力と体の健		 気持ちよく目覚める ・オムツをかえてもらう心地よさを感じる ・保育士等との触れ合いや、あやされることを喜ぶ ・泣いて不快を知らせ、満たされると泣きやむ 	他の大人にも興味をもつ		安心して眠る と物や言葉のやり取りを楽しむ 、石、水、落ち葉等の自然物に触	・全身運動や探索活動を喜ん ・手づかみで離乳食を食べ』		・昼寝は午後一回とない。 ・排泄後言葉やしぐさい。 ・スプーンを使って食い ・友達に興味をもつ	で知らせよう			
容	わり言葉	ŋ	小 人との	人 と の	・身の回りのものに触れ興味をもった物で遊ぶ	・しぐさや扌	指さし等で、気持ちを伝えようとする 	・絵本などに出てくるものに ・自分の思いを動作、しぐさ、		・簡単な言葉を繰り返しりする・絵本を喜んで見る	たり、二語	文で話した		
		の育ち	関わり	関わ	関・	・外気浴や散歩を楽しむ ・機嫌のよい時は、喃語を発する	・喃語が盛んになり、保育士等の言葉を聞こうとする	歌や音楽む	・ばれたら、返事をする を、リズムに合わせ体を動かして楽し	身振りや表情等で知らせよう	とする			
	■ 環境構成 ★ 援助·配慮			定した心地よい生活ができるようにする ■玩具等は常に点検、洗浄、消毒をして清潔に保つ ★一人一人の生活リズムに合わせ、授乳やオムツ交換をして気持ちよく過ごせるようにする ★清潔で静かな環境づくりを心がけ、危険がないよう十分に留意する	■お座りや腹ばいなど活動の範囲が広がるので、安全で活動しやすい環境を整える ★睡眠が安定してくるので、生活リズムを整え、気持ちよく過ごせるようにする ★子どもの状態に合わせ家庭と連携して離乳食を無理なく進めていく (離乳食ノート・スケールを使っていく)	や探索活! ■戸外遊衛生管理 ★子どものちを大切いすい言葉	発達に合わせて、子どもの好奇心動が満たされるように環境を整える びが十分に楽しめるよう砂場などの や玩具の点検を行う か伝えようとする表情や指さし、気持 こ受け止め、共感したり、分かりや で語りかけていく ・一人一人の成長に合わせて、玩	しておく ■歩くことが楽しくなり行動範安全面に十分注意し、伸び付にする ★自分でしたいという気持ち感が得られるようにする ★スプーンの使い方や食習けに援助し、自分で食べようと切にする	いように安全点検 返囲が広がるので 申びと遊べるよう を受け止め満足 貫が身に付くよう する気持ちを大	求が十分に満たされる が味わえるようにする ★保育士等との遊びを との楽しさを味わえるよ ★子どもの驚きや発見	よう環境を 通して、友 うにする に共感し、	整え、喜び		
家庭や地域との連携				・おにより帳や送型時の芸話の中で、子ともの ・感染症予防の対応を伝え、健康状態や予防・離乳食を進めるにあたり、家庭との情報交換	方接種について連絡をし、協力を求める	r~	一人一人の放長に合わせて、、一日の生活リズムと自分でしよう。			して生活や遊びができる	るようにする			

横須賀市立逸見保育園における運営上の重要事項説明書 <令和元年4月現在 >

1 事業者

事業者の名称	横須賀市
代 表 者 氏 名	横須賀市長 上地 克明
事務部門所在地	横須賀市小川町16番地
運 営 管 理 者	こども育成部保育課長 佐藤 洋志
施 設 長	こども育成部保育課 逸見保育園長 小嶋 奈緒美
電 話 番 号	$0\ 4\ 6-8\ 2\ 2-2\ 9\ 5\ 9$

2 事業の目的

施	設	の	目	的	児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく、子どもの 身心ともに健やかな成長に必要な教育・保育及び明るく 衛生的な環境の提供と保護者の子育て支援を実施するこ
				とを目的とします。	
	運 営 方			保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示)に基づく、	
				次の子ども像の実現をめざした保育を実施します。	
運			方 針	方 針	1 健康でたくましい子「体」
					2 豊かな心の子「徳」
					3 よく遊び学べる子「知」

3 開園日・開園時間及び休園日

開	園	日	月曜日から土曜日	
開	88 ES r+		月曜日から金曜日 7:00~19:00まで	
川刊	園 時	間	土曜日 7:30~16:00まで	
/ ₽	育標準時	胆	月曜日から金曜日 7:00~18:00まで最大11時間	
不	月 保 午 时	[B]	土曜日 7:30~16:00まで最大8時間3	30分
保	育 短 時	間	月曜日から土曜日 8:00~16:00まで最大8時間	
			月曜日から金曜日	
			・保育標準時間:18:00~19:00	
延	長保育時	間	・保育短時間: 7:00~8:00、16:00~19:00	
			土曜日	
			・保育短時間のみ 7:30~8:00	
休	遠	日	日曜日、年末年始(12/29~1/3)、祝祭日	

*上記の保育時間は最大の保育時間であり、ご利用時間はお子様の保育の必要な時間(保護者の就労等時間、通勤時間及び登降園に必要な時間)となります。

4 利用定員

組	・グル	ープ	人数
0	歳	児	5人
1	歳	児	13人
2	歳	児	15人
3	歳	児	18人
4	歳	児	19人
5	歳	児	20人
	計		90人

5 職員体制

職		種	人数等	職務の内容
遠		長	1人(保育士)	園の運営管理の総括
副	園	長	1人(保育士)	園長補佐及び保育の総括
保	育	±	フルタイム 10人	保育企画及び保育実践並びに保
不	Ħ	土	ノルグイム 10人	護者との連絡調整に関する業務
調	理		フルタイム 3人	給食調理員業務及び炊具・食器の
可	生	貝	フルダイム 3人	維持管理業務
ш	務		つルカイト 1	清掃及び園舎・園庭の環境調整に
用	伤	貝	フルタイム 1人	関する業務
管	ш ж :	* +	 	献立作成、食育等の栄養管理事務
.居.	理業	養士	兼務1人(市保育課)	及び栄養相談
事	務	員	兼務2人(市保育課)	契約及び園の経理事務
ne	≡ τ.	Æ	医 師:阿瀬川聡美	園児の健康診断、保健衛生に関す
嘱	託	医	歯科医:五十嵐俊男	る助言・指導

^{*}記載の他、必要に応じて非常勤職員及び臨時職員を配置しています。

6 入園及び退園

- 1 児童福祉法第24条の規定により、横須賀市長が本園の利用を内定した乳幼児が本園に入園するものとします。
- 2 次の事由に該当する場合、乳幼児は退園するものとします。
 - ①児童福祉法第24条の規定による保育の利用の事由がなくなったとき。
 - ②保護者から申し出があり、退園手続きをしたとき。
 - ③その他、横須賀市長が認めたとき。

7 提供する保育の内容

左	E 齢		保育内容
			感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達します。
			身近にいる特定の保育士等が安心・安全な環境の中で、一人一人の生活リズ
0	歳	児	ムを大切にし、発達に沿った(授乳・離乳)・睡眠・排泄・遊び・発語を援
			助し、愛情豊かに、応答的な関わりを通じて、成長を見守り保育します。
			歩き始めから、走る、跳ぶなどの運動機能が発達します。言葉によるコミュ
			ニケーションの芽生えとなる時期であり、身近な環境に働きかけたり、友達
_	ᄺᆕ		や周囲の人への関心が高まります。
1	歳	児	保育士等との安心できる環境の下で、子どもの生活の安定を図りながら、自
			分でしようとする気持ちを尊重し、友達との関わりの仲立ちをして、遊びを
			十分楽しめるよう保育します。
			身の回りのことを保育士等の援助の下、自分で行うようになります。また、
			自己主張する姿もみられ、自分の意志や欲求を言葉で表現できるようになり
2	歳	児	ます。
			保育士等は一人一人の自我の育ちを見守るとともに、友達と遊ぶ楽しさを広
			げていくよう保育します。
			食事・排泄・衣類の着脱など基本的な生活習慣が、ある程度自立します。
			言葉の獲得を通し知的興味や関心が高まります。遊びの多くは場を共有しな
3	歳	児	がらそれぞれが独立して遊びます。 (平行遊び)
			保育士等は日常の経験や遊びの中で、人や物事への関心を深めるなど社会性
			を育てるよう保育をします。
			活動的になり運動量も増え、様々な遊具や遊び等に挑戦するようになります。
			仲間といることを喜び、つながりも深まると同時に、自己主張をぶつけあい
4	歳	児	ます。
			保育士等は、自己を十分に発揮する環境設定に留意し、社会性を広げるとと
			もに、自己肯定感や他者を思いやる気持ちが育つよう保育します。
			基本的な生活習慣が確立します。
			仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊び・協同的な活
5	歳	児	動が見られます。それぞれが役割を果たし、決まりを守ることが大切である
			ことを実感し意欲的に環境に関わっていきます。
			保育士等は、これまでの経験や活動、人間関係の広がりを通し、自立心や達
			成感が持てるよう環境設定や適切な関わりに留意し保育します。

1期(4月~6月)

- ★入園・進級祝い式 ☆こどもの日集会
- ★運動会

2期(7月~9月)

☆七夕 ☆夏季保育 ☆防災訓練

3期(10月~12月)

☆秋の遠足 ★フェスティバル ☆クリスマス会

4期(1月~3月)

☆節分 ☆ひなまつり ☆お別れ会 ★卒園祝い式

年 間 行 事 等 その他

☆誕生会 ☆避難訓練 ☆交通安全集会 ☆食育集会 ☆エコ集会 ☆園庭解放 ☆防犯訓練 ☆交流保育 ★保育参観 ★個人面談 ★懇談会 ★引き渡し訓練

☆小学校との交流 ☆バス遠足(5歳児)

(横須賀美術館・博物館・アイクル等)

- ★印は、保護者の方もご参加ください。
- *予定は変更になることがあります。

年間行事の様々な活動をとおし、地域の方々との交流 をもちながらいろいろな経験を重ねています。

* 土曜日は預かり保育となり、上記の内容で保育の提供はされません。

(1) 保育計画

全体の計画、避難・防犯訓練年間計画、交通安全指導計画、園外保育年間計画、 保健計画、食育計画、エコ育計画、年齢別年間指導計画、月案・週案にそって、 日々の活動を進めています

(2) お散歩

近隣の公園などにお散歩に行きます。

(3) 園外保育

5歳児クラスでは、横須賀美術館、博物館、アイクルなどで園外保育を実施します。

8 食事について

昼食・おやつ	保護者に前月末までに翌月の献立を配布します。
アレルギー等への	使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものが
対 応	あるときは、園長にお教えください。
	ご希望により、管理栄養士による栄養相談も実施します。
衛 生 管 理 等	集団給食施設届を横須賀市保健所に提出しています。
	調理員及び調乳を担当する保育士は毎月検便を実施して
	います。

9 その他留意事項

している日心手供	
欠席する場合、登園	欠席の予定がある・当日欠席する。また登園が遅れる場
が 遅 れ る 場 合	合は保育園にご連絡ください。
お迎えが遅れる	お迎えが遅れる場合は事前にご連絡ください
場合	
お迎えの大人の方	お迎えの大人に変更がある場合は事前にご連絡ください
に変更がある場合	(身分証明証等の確認をさせていただきます)。
毎朝の体温等の	乳児(0・1歳児)は毎朝検温を実施。
確認	夏季水遊び実施のため全児検温の実施。
発熱の場合の	早朝より体温が37.5度以上のお子さんについてはお
取り扱い	預かりできません。日中37.5度を目安に保護者にご
	連絡をします。症状によってお迎えをお願いします
投 薬 の	与薬は原則として実施しません。ただし、慢性疾患等で
取り扱い	やむなく保育園での投薬を要する児童に対し医師の診断
	書・投薬の指示書等により投薬等を行います
延長保育を利用	あらかじめ、利用申請をしたうえでご利用ください。
する場合	
土曜日保育を	あらかじめ、利用届を提出したうえでご利用ください。
利用する場合	
感 染 症 の	学校保健安全法の取り扱いに準じた対応を行います。

取	IJ	扱	い	感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、保育
				所生活が可能な状態となってから登園してください。
				登園が可能であることの意見書(医師の記入による)又
				は登園届(保護者記入)を提出してください。
予	防	接	種	予防接種を受ける際は、あらかじめご連絡ください。

10 料金

(1)通常保育料(全員)

保育認定区分及び世帯の前年度所得に応じて、横須賀市長が定める額

- (2) 延長保育料(希望者のみ)
 - 保育標準時間: 1回 200円(30分単位) 月上限額 7,500円
 - 保育短時間 : 1回 200円(30分単位) 月上限額 10,000円
- (3) 教材費(全員)

保育で使用する教材費については、保護者にご説明の上、実費負担を お願いします。(別紙参照)

(4) その他

3歳から5歳のお子さんに関しまして、2019年10月から公立保育園では、費用の一部をご負担いただいた上で給食として主食(ごはん)も提供する予定です。同時に国の幼児教育の無償化が実施されますが、今まで保育料に含まれていた副食費(おかず)はご負担いただく方向で検討が進められていますので、2019年10月からは、主食費と副食費を合わせた費用をご負担いただくことになる予定です。

11 支払方法

- ・口座振替(保護者の指定する口座から毎月末日に引き落とし)
 - § 通常保育料は、当月分を引き落としします。
 - § 延長保育料は、前月分を引き落としします。
 - § 教材費は、内容及び金額を保護者に説明のうえ、納付書を発行しますので、金融機関でお支払いください。
- *事情により口座振替ができない方は、園長までご相談ください。
- * 残高不足等で口座振替ができない場合、翌月に再振替を行います。
- *退園する方の保育料は、日割り計算し納付書を発行しますので、指定する 金融機関でお支払いください。

12 賠償責任保険について

加	入	俘	₹	険	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)
死				口	最大 2,800万円
障				害	最大 3,770万円
負	傷	•	疾	病	健康保険の自己負担分を補償

13 緊急時の対応方法

搬送	医療	機関	横須賀市立うわまち病院 救急科
救	急	隊	北消防署
警	察	署	横須賀警察署

14 非常災害時の対策

消	防	計	画	北消防署
作	万	芃	届	防火管理者 園長 小嶋 奈緒美
避	難	訓	練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施します。
防	災	設	備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯
避	難	場	所	逸見小学校

15 保育内容に関する相談・苦情

苦情受付担当者	副園長 下山 祥子		
苦情受付責任者	園 長 小嶋 奈緒美		
市の苦情受付窓口	こども育成部保育課総務係 電話046-822-9003		
第三者機関	かながわ福祉サービス運営適正化委員会		
第二 14 版) 	電話045-317-2200		
受 付 方 法	面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受付します		

16 その他

逸見保育園は、平成26年度に策定した「公立保育園再編実施計画」に基づき、数年以内に民間法人に移管予定となっていますので、あらかじめ、ご了解の上、お申し込みください。

お子様が卒園するまでに民間法人に運営が移管される場合でも、移管までの間に十分な引継ぎを行い、移管後も保育提供は継続されますので、ご安心ください。

令和元年度 逸見保育園 年間行事

月	予定日	行事	内容/開催している時間/開催場所等	備考
4	3日(水)	♪入園・進級式 保護者会総会・クラス説明会	式は30分/総会・説明会は1時間	0~5歳児
	26日(金)	子どもの日集会	保育士からの話等/30分	3~5歳児
5	10日(金)	歯科指導(保健所)	歯磨き指導/30分	4·5歳児
	14日(火)	♪引渡し訓練		0~5歳児
	27~29日	♪オープン保育デー	午前中のみ、自由に保育参観をする	2~5歳児
6	8日(土)	♪運動会	午前中のみ/逸見小学校体育館で開催	0・1歳児は自由参加 地域の方も参加可能
	13日(木)	♪親子ふれあいデー	午前中のみ保育参観・懇談会	0~1歳児
	26日(水)	第1回敬老会	園児による発表会/1時間半	地域町内会で順番に実施 0~5歳児
7	1日~5日	七夕笹飾り	親子で笹に短冊をつける	0~5歳児
	3日(水)	美術館見学	市公用車(バス)使用	5歳児
7 \$ 8		夏季保育		0~5歳児
9	2日(月)	防災訓練	大震災を想定した訓練/40分	0~5歳児
	日時未定	図書館見学	電車に乗り、児童図書館まで移動 図書の閲覧、貸し出しを体験	5歳児
10	2日(水)	秋の遠足	5歳児は公用車(バス)でソレイユに行く 0〜4歳児は徒歩でヴェルニー公園/半日	0~5歳児
11	日時未定	古川園芸炊飯体験	公立3保育園合同で実施/3時間 /古川園芸田浦作業所で実施/京急バス使 用	5歳児のみ
	14日(木)	♪フェスティバル	園児による生活発表会・親子体験/午前中	地域の方も参加可能 2~5歳児
	19日(火)	第2回敬老会	園児による発表会/1時間半	地域町内会で順番に実施 0~5歳児
12	4日(水)	♪親子ふれあいデー	午前中のみ保育参観・懇談会	0~1歳児
	19日(木)	クリスマス会	保育士からの話等/30分	0~5歳児
12月]~1月	♪幼児個人面談		3~5歳児
1	第1週	おめでとう集会	お正月を祝う会/30分	2~5歳児
	日時未定	交通安全指導	交通安全教育指導員による講話/1時間	4·5歳児
2	3日(月)	豆まき集会	保育士からの話等/30分	2~5歳児
	日時未定	♪乳児懇談会		0~2歳児
	19日(水)	♪新入園児連絡会	4月新入園児保護者を対象とした説明会/ 90分	
3	3日(火)	ひなまつり集会	保育士からの話等/30分	2~5歳児
	日時未定	お別れ会	園児と保育士で実施/1時間	0~5歳児
	17日(火)	♪卒園式	1時間/保護者の参加は5歳児のみ	来賓者として小学校長、地 域代表の方を招待

^{* ♪}のマークの行事は保護者の方の参加となります。

資料11

令和元年度 逸見保育園 地域交流活動

月	予定日	地域交流活動	内容·開催時間·開催場所等	備考
4	8日(月)	☆三浦按針 観桜祭	按針讃歌合唱·花束贈呈/1時間/塚山公園	逸見行政センターから依頼 5歳児(土日は希望者のみ)
5	8日(水)	逸見小学校合同避難訓練	逸見小学校屋上に避難/1時間	
6	11日(火)	地域合同避難訓練(西逸見町内会)	逸見小学校入口まで避難/30分	西逸見町内会主催 0~5歳児
7				
8				
9	日時未定	塚山ホーム訪問	1時間/塚山ホームで実施・バス送迎あり	5歳児
10	26日(土)	☆按針フェスタパレード	按針を守る会主催のパレードに参加/1時間	4・5歳児の希望者のみ
	下旬	ハロウィン体験	インターナショナルスクールとの交流・写真撮影/30分	4.5歳児
11	日時未定	逸見小学校との交流会	小学生の学習発表会を見学·園児による合唱 /1時間/逸見小学校体育館で実施	3-5歳児
	日時未定	横須賀警察署交通安全指導	警察官からの講話・白バイ乗車体験 ・ビデオ上映/1時間	2-5歳児
1	土曜日開催	☆まなびかんまつり	園児発表/2時間/まなびかんで実施	市生涯学習センター主催 4·5歳児
2	日時未定	地域合同避難訓練(西逸見町内会)	ウェルシティ公園まで避難/時間記入しない	西逸見町内会主催 0~5歳児
	日時未定	逸見小学校給食交流体験	給食体験と小学生との交流 /2時間半	5歳児
3	2日(月)	ふれあい・いきいきサロン	園児発表/1時間/ウェルシティ市民プラザ	逸見地区社会福祉協議会 主催/4·5歳児
	土曜日開催	☆さくらまつりパレード	沢山小学校から商店街までのパレードに参加 /1時間	5歳児の希望者のみ

- * ☆のマークの行事は土日祝に開催することがあります。その場合園児は自由参加としています。
- * 地域交流については、保育園の行事との関係もあり無理のない範囲で参加しています。

令和元年度 逸見保育園 その他行事等

【毎月実施しているもの】

行 事	内容/開催時間/開催場所等	備考
誕生会	その月生まれの園児を皆の前でお祝い·保育士による出し物/30分	0~5歳児
避難訓練	年間計画に基づき実施/15分	0~5歳児
交通安全集会	年間計画に基づき実施/15分	0~5歳児
園庭開放	園児以外の方に向け園庭を開放/1時間	

【随時実施しているもの】

行 事	内容/開催時間/開催場所等	備考
防犯訓練	年間計画に基づき実施/15分・年4回実施	0~5歳児
エコ育集会	年間計画に基づき実施/15分・年4回実施	3~5歳児
食育集会	年間計画に基づき実施/15分・年4回実施	3~5歳児
環境教室	自然・エコに関する講話 /1時間・年1回実施	4~5歳児
人権教室	人権に関する寸劇を鑑賞 /1時間・2年に1回実施	3~5歳児

【散歩コース】

行先
塚山公園
ヴェルニー公園
ウェルシティー公園

逸見保育園保護者 民営化プロジェクトチーム一同

移管法人募集要項 (案) に対する逸見保育園保護者の意見について

以下の経緯で発足したプロジェクトチームの意見を、逸見保育園保護者の意見として、募集要項への 反映をよろしくお願い申し上げます。

- 1. プロジェクトチームの結成と利用者代表の決定の経緯
 - (1) 4月に行われた市主催の逸見保育園の民営化についての説明会において、「利用者の代表」が移管 法人選考員となる旨が示される。
 - (2) 市より保護者会に代表を決める手順を踏んでほしいと依頼がある。
- (3) 保護者会役員会で、保護者全体での話し合いの場を設けるという結論に至る。
- (4) 5/18、保護者集会の開催。代表は決まらず、代表1名を決める前段階として、民営化に向けたプロジェクトチームを結成し、その中から代表を決めることになり、6名によりプロジェクトチームが発足する。
- (5) 保護者集会で出た質問への市からの回答があり、選考委員会の代表は他の人に委任できず、また、利用者代表なしにはできないかという提案は不採用となる。
- (6) 5/26、保育園運動会当日、保護者会会長より保護者へ、5/30 までに代表を決定する必要があるため、運動会後に園庭に集まってほしいと伝えたところ、現在のプロジェクトチームメンバーである7名が集まり、代表1名が決まる。結果として、保護者会役員経験のない利用者が代表となった。
- 2. プロジェクトチームと利用者代表の役割

プロジェクトチームで役割を検討のうえ、以下の内容を含めた代表決定のお知らせを、6/20、保護者 全員に通知した。

- (1) 利用者代表:選考委員会に出席し、保護者・プロジェクトチーム・利用者代表の意見や質問を述べる。必要に応じて市の担当と連絡をとる。委員会や市から得た情報をプロジェクトチームと共有する。
- (2) プロジェクトチーム:保護者から頂いた意見の集約。募集要項(案)について検討。利用者代表が委員会や市へ伝える事柄の相談。
- ※プロジェクトチームは移管法人が決定した時点、もしくは平成31年3月に解散します。また、三者協議会に参加する保護者代表は原則としてプロジェクトチームメンバーは就任しません。
- 3. プロジェクトチームの思い

4月に行われた市主催の逸見保育園の民営化についての説明会において配布された資料に、以下の記載があります。

- Q 事業者の選考に、保護者の声は反映されないのですか。
- A 公立保育園移管法人選考委員会を設置しています。

委員会では、保護者の利用者代表を委員とすることとなっています。

逸見保育園の保護者が選考委員として参画し、意見が反映されますので、ご安心ください。

この説明から、市では「利用者代表の声」=「保護者の声」と括りたいということかと思いますが、現実的には残念なことに、利用者代表は他の利用者と横にも縦にもほとんどつながりがありません。そもそも保育園は両親共働きの利用者を対象にした福祉施設であり、保護者会を含め、利用者全体を代表できる立場を求めることは難しいのではないかとも思います。

このままでは、一利用者の個人的な偏った意見を「利用者代表の意見=保護者全体の意見」として伝えることになってしまいます。このような状況を避けるため、プロジェクトチームが特に注力しなければならないと考えたことは、できるだけ多くの保護者の声を反映させるということです。問い合わせたところ、市の方では個別の利用者の意見を聞き取ることは難しいとのことでしたので、プロジェクトチームにてアンケートを実施しました。

4. プロジェクトチームからの募集要項(案)に対しての意見として

要求は1つです。保護者の皆さんからいただいたアンケート結果を、募集要項の参考資料として全て 掲載してください。

5. 保育運営課職員の皆様へ

私どもが最も恐れていることは、仮に応募法人が一つもないなど民営化が明らかな失敗に終わったとき、ご説明のとおり「延期」となればよいのですが、市の判断が覆り「逸見保育園の存続中止」を決定されてしまうことです。

万が一にもそのようなことにならないよう、大変な作業になると存じますが、よりよい民営化のためにご尽力お願いいたします。少なくとも、プロジェクトチームとしては保育運営課の皆様を信頼したいと考えており、期待しています。どうか、よろしくお願い申し上げます。

「逸見保育園民営化に関するアンケート」集計結果

実施方法	1世帯に1部配布
実施時期	平成30年7月9日(月)~7月17日(火)
配布世帯数	62 世帯
回答数(回答率)	29 世帯 (48.3%)

【設問1】移管後に希望する新たなサービスやご要望などについて

(例:「3歳児以上に対する主食の提供」、「布団の管理」、「オムツの処分」、「開所時間の拡大」などについて)

- ○3才児以上に対する主食の提供。布団の管理(カバーのみ持ち帰り、布団の貸し出しなど)
- ○3歳児以上の主食提供。布団の貸出。オムツの処分。夕方8時までの延長。駐車場。
- ○3歳児以上への主食の提供、土曜保育が平日と同じ位の保育時間、お茶の提供(水筒を持たない)
- ○3歳児以上に対する主食の提供、布団の管理、オムツの処分、開所時間の拡大すべて希望します。 電車やバスを利用した遠足
- ○3歳児以上も主食の提供、発表会をやってほしい、体操なども取り入れてほしい、オムツの処理、 英語の教育
- ○3歳児以上への主食の提供。布団の管理。開所時間の延長。小学生の学童保育。体操や音楽などの課外教室
- ○3歳児以上も主食提供、土曜保育の開所時間(せめて17:00までのばしてほしい)、保育参観を 最低年2回位、夕方の習い事クラスの開催(朝から夕方まで保育園にいて出来ないため)
- ○3歳児以上に対する主食の提供、担任と保護者の面談(年1回でも)
- ○3 才児以上へも園で主食を提供して欲しい。(夏場の食中毒が怖い、子供の状況に応じて食べさせて欲しい、パンや麺類も食べさせたい)。布団の管理を園で対応して貰えると助かります。(敷布団だけでも構わない、有料もあり)。土曜日は、せめて18:00まで預かって欲しい。(土曜日も平日と勤務時間は同じなので)。園のHPがあると嬉しい。子供達の様子をもっと知りたい。月刊でお知らせなどの配布があると園の事をもっと知る事ができると思います。
- ○3歳児以上に対する主食の提供、布団の管理、オムツの処分、開所時間の拡大のサービス開始を希望します。保護者からの要望・苦情窓口はアクセスしやすくしてください(休日また e-mail 対応を希望します)保護者への連絡、特に行事関係連絡は e-mail ベースにしてください、先生方のプロフィールを HP 等で掲示頂けると助かります。
- ○3歳児以上の主食の提供。0・1歳児の連絡ノートをもっと細かくして欲しい。(喫食状況や、排便の有無等)。防犯対策の充実(門の施錠等)。写真の販売。おたよりの配布。
- ○3歳児以上の主食の提供、オムツの処分、進級式や発表会・卒園式は土曜日にして欲しい。 写真をたくさんとって欲しい。生活発表会は、クラスごとで発表して欲しい。
- ○主食の提供、平日・土曜日の開所時間の拡大、オムツの処分、周辺地域との教育的連携
- ○開所時間の拡大(土よう保育の時間延長)。3歳児以上に対する主食の提供
- ○土曜日も平日と同じ時間まで開園して欲しい。
- ○夏場は食中毒とかが気になるので出来れば主食も保育園で出してほしい。 うちは車がないので雨の日などは布団を持ち帰るのをやめたりさせてもらってますが、持って帰って 月曜とか雨だと持って行くのが大変なので布団の管理を保育園がしてくれたら助かります。
- ○主食の提供(3 才児以上)。布団は保育園で用意してほしい。オムツは保育園で処分してほしい。 英語、英会話、リトミック、体操教室、そろばん、造形教室、絵画教室など平日に連れていけない習い事。看護師の常駐。職員配置を増やして欲しい。
- ○例にも書いてある通り、3歳児以上に対する主食を保育園側で提供していただきたいのと、 保育園にてオムツの処分や布団は毎週でなく数ヶ月に1回くらい又は全て保育園で管理、その分、 保育料はあがると思いますが、この3つが改善されるだけでもありがたいし、助かります。開所時

間の拡大はできるのでしょうか?たしか、横須賀市は朝7:00~夜7:00までとされているので、それ以上の拡大は希望できるのでしょうか?夜8:00までとか希望だせるのでしょうか。延長保育は30分で200円でした。民間になっても、なるべく同じ金額を希望又は、なるべく安いのが望ましいが、保育の質がさがるのでしたら、検討します。一時保育も併設できたら希望したいです。ただ、予算もあるのでむずかしいかも・・。もし一時保育もできれば、ありがたいです。9:00~17:00又は18:00までなど、兄弟いる人保育園に入れない人など、あると助かります。

- ○幼児の主食提供希望も負担額が気になります(月1000円位なら)オムツの処理、土曜日も夕 方6時までだとありがたい、乳児の連絡帳がもう少し内容の濃いものがいい(園での食事量、排泄 の有無が分からないので)お泊り保育や電車に乗っておでかけ等の行事が出来ると嬉しい、体操教 室や英会話、音楽教室等「習い事」に行かせられないので保育とは違う刺激があると嬉しい、保育 参観を春先と年明けの年2回くらいやってほしい
- ○先生の質と給食の質をキープして欲しい(→必ず。 向上する分には大歓迎です) オムツの処分・3歳児以上の主食提供(→できれば。 must ではないと思います)
- ○主食を用意するのが大変ですし、衛生面で夏場不安ですので、主食も提供いただけたら助かります。 布団の持ち運びは、小さい子をつれて大変なので、レンタルなど、考えていただけたら助かるかと 思います。
- ○布団をレンタルにしてほしい。
- ○布団を準備しなくても借りることができる
- ○写真印刷サービス。動画配信。アレルギー対応。持ち込み可にしてほしい。親が参加できる行事を 増やして欲しい。
- ○保護者が子どもの園の様子を伺うことがとても少ないため、親も関わる行事ができたらと思う。 入園して保護者面談もないので不安。給食で主食をもっていくと麺やパンなどを食べたいという子どもたちなので提供してもらえると嬉しい。夏の4.5歳児のお昼寝を"したい子だけ"として欲しい。 ビニールバッグ、通園バック、着替え、水筒、布団と月・金は荷物が増えるため。
- ○現状以上のサービスは求めません

【設問2】逸見保育園を選んだ理由について

- ○自宅から近いため
- ○自宅から近いため
- ○家からの距離
- ○近いから。また他に近隣に保育園がなく、ここしか通えないため。
- ○自宅から近いこと。市立で安心して預けられると思った
- ○家から近い、近親に卒園者がいて安心していた
- ○家から職場の間にある車で行けて19時までやっている園
- ○駅から近い
- ○交通の利便性、家からの近さ、定員人数の多さ
- ○職場から近いため
- ○横須賀駅を仕事で使うため周辺の保育所ではこちらしか該当がなかったため
- ○通勤に京急を使う為、駅から近かったから!
- ○公立で安心できる、立地が便利
- ○近さが一番ですが、歴史も長いので安心しています。
- ○園も広く、庭も広い所。
- ○近隣のため、園庭があるため
- ○近くて、園庭がある保育園だった為
- ○妹・弟とも2人で一緒に入れるところ、公立であること、園庭があるところ
- ○上級生が下級生を見てくれる所、園庭がある
- ○家から近くて 5 才児までの保育をしているから。園庭があってテラスもあり年齢に応じて遊ばせられる環境がある。職員の離職が少なそうに思ったから。経験年数の長い先生が多いと安心です。

- ○自宅から近いため。園が清潔だった。園庭がある。園の雰囲気が良かった(先生がやさしそうだった)
- ○園庭があるから。先生達が良いと感じるので。地域交流がある
- ○近所だったから、園長先生の素晴らしい対応と1人ひとりを覚え丁寧に接してくれていて安心して預けられたから、充分な園庭とテラス
- ○自宅から近いこと、園庭があること、地域とのつながりをもった保育を実施しているところ、公立園 で保育士さんにベテランの方が多い、離職が少ないこと
- ○給食、保育内容
- ○鉄骨造で地震に強く、津波の際はすぐに高台へ避難できる立地、車での送迎が可能である
- ○お姉ちゃんの所も通っていてよく迎えに行ったりしていたのですが先生がとてもいい先生で新しく来た 先生でも全クラスの子供の名前をおぼえていてくれたりして、安心して預けられると思いました。
- ○立地で選びましたが、先生方がすばらしく本当に感謝しています。トイレトレーニングや友だちとの関わり方、親や先生以外の大人たちにも関心をもって接することができるようになったこと、花や野菜が育つのを楽しみにできること…大切なことはみんな逸見保育園で学びました。

【設問3】移管後も引き継いでほしい逸見保育園の好きなところ (保育内容、地域との関わり、保護者との連携、子育て支援事業など)

- ○地域との関わり
- ○地域との関わり
- ○地域との関わりは、そのままでいてほしい。
- ○地域との関わりはぜひ続けて欲しい
- ○地域の方と積極的にかかわれると安心です。
- ○地域とのつながりをもった保育、季節の行事を取り入れること、手作りおやつ、「○歳までにこれができるようにする」といった考えではなく個々の成長を見守りながらゆるやかにフォローしてくれる点
- ○地域の方々との交流行事(安針パレード、敬老会、郵便局訪問など)はこれからも続けていって欲しい。安針塚(塚山公園)への散歩は続けて欲しい。
- ○公園に行くところ。地域との関わり。
- ○異年齢でのあそび・交流があるところ。地域との関りにより、園を通じて、交流が広がり、深まる
- ○地域の方々との交流。 自然に多く触れられる保育。 園全体や先生方の暖かい雰囲気(担任以外でも子どもの様子を教えてくれ、皆で子ども達を見守っている感じ)
- ○塚山公園への散歩、地域やお店や郵便局、高齢者との触れ合い、ヘミングステーション
- ○塚山公園への散策/入園・進級式でのもよおし物(担任紹介などがおもしろかった) 保護者への 連絡事項を皆が共有しているところ
- ○今まで行っていた年間行事、塚山公園への毎週お散歩、お野菜の栽培、水あそび、どろあそび、 保育参観、健康診断、身体測定(3 才児以上も毎月) 地域との関わり。按針フェスタなど様々な地域 イベントへの参加。近隣住民を積極的に巻き込む姿勢。郵便局、横須賀駅など近隣の企業との連携。
- ○遠足・運動会・生活発表会の継続を希望します(いずれも休日開催で)郵便局・駅員など仕事をする人々との交流会継続を希望します。
- ○手づくりおやつ、野菜づくり、塚山公園への散歩、地域の方との交流、運動会や生活発表会、 保護者参観の実施
- ○保育内容(たてわり保育・行事など)。地域との関わり。昼食、おやつの手作り
- ○へみ保育園のうた、園庭開放日、按針フェスタやさくらまつりパレードへの参加
- ○逸見保育園の歌を残して欲しい。塚山公園への散歩(体力をつけるため)
- ○給食が手作りなところ。保育園によっては、調理業務を委託しているところも多い。委託も悪くないですけど。月に一度、外部の方(地域のお年よりや子育て相談)を入れての行事などの関わりはよいかなと思います。運動会に卒園児が出席できるのもよいですね、年間行事
- ○上級生、下級生の関わり、給食
- ○年齢が違う子供達とも一緒の時間があるところ
- ○幼児になると学年の枠をはずして遊んだり、接したりできること。運動会は今年同様、逸見小学

校体育館で行うことがいい。

- ○保育内容(先生たちがきちんとしていて、ベテランで安心感がある
- ○子供の遊び主体のところ、とくに今年度の保育好きです、野菜だったり、カエルだったり自然教育 は続けて欲しいです。
- ○昨年の様に、逸見保育園のテーマ「私」「輪」「和」など決めて、保育者達のベクトルを合わせて欲しい。本年度は事務的な保育になった印象がある。一保育士の努力は変わらず頑張っているのはわかるが、教育的熱意が感じられない
- ○前園長先生がいた時の保育内容の方が好きでした。今3ヵ月たちますが今の園長先生のやり方は どうなのかなぁと思っています。
- ○それぞれが自由に過ごしやすい雰囲気。

【設問4】その他、今回配布された「募集要項(案)」、「諸条件(案)」へのご意見・ ご要望などご自由にお書きください

- ○子供達の保育環境がプラスになる民営化が全てにおいて第一優先に考える事だと思います。大人 (横須賀市、移管法人)の都合で改悪になることだけはやめて下さい!!
- ○子供が安心してすごせる場であれば、構いません。その上で、現状の園の良いところ、新たな サービスが加わったら、なおありがたいです。
- ○他の民営化に成功した自治体やあまり上手くいかなかった自治体など、色々な事例も参考に出来ればと思います。
- ○移管先には今までの逸見保育園の特色を理解して頂きたいので、横須賀市内、もしくは近いところ になってもらいたい。
- ○公募時には逸見保育園の指導計画を開示して理解ある法人を採用してください。 市職員でない先生 方の継続(社員雇用)を希望します。 選考基準及び選考後の採用理由は詳細に開示してください。 民営化公募は HP 掲示だけでなく、 DM 等で広く周知したくさんの応募を引き出してください。
- ○職員の経験年数が緩い、浅い。栄養士、調理師が望ましいではなく必須条件であって欲しい。
- ○保護者は「横須賀市公立保育園再編実施計画平成27年(2015年)2月」に基づく説明を受けており、 そこに書かれていることは少なくとも要項に記載すべき。具体的には「開所時間の延長」「主食や寝 具の提供」「一時預かり保育」「移管元の公立保育園非常勤職員等の移管先への転籍等も勧奨」など 実施計画に書かれています。
- ○要項(案)P3.(5)イ「望ましい」→必須 P4.5(5) 移管前 12ヶ月間程度の共同保育希望
- ○募集要項(案)の引継ぎ・共同保育について1つ質問があります。あくまでも共同中は横須賀市が 予算の範囲で支払うとしてますが、人員が2倍にふえるので、私たち利用者の保育料も若干あがるので はないかと心配しています。それを越える部分については、移管法人の負担と書いてあるが、そんなに うまく事が進むのかどうか、逆に経費をおさえるため民間の方の人員を減らされて引き継がれても・・・ 心配。でもまだ、具体的な説明がないので、この件もしばらく決まり次第は保留ですかね?あと引きつ ぎに1年間は必要なのでしょうか?
- ○プロジェクトチームの皆様、お仕事もある中、保護者代表して活動して頂き本当にありがとございます。私はこういった難しいことに参加するのは不得意なので、何もお手伝いできませんが、皆様の出された結果や活動を全面的に信頼し、これからもこの保育園に在園し続けたいと思います。頑張ってください。
- ○民営化プロジェクトチームの方々に色々動かして頂き、民営化について詳細が知ることが出来、 感謝しております。これからも何かあれば協力していきたいと思いますので宜しくお願い致します。

「逸見保育園民営化に関するアンケート」への回答(7.11~7.17回収全29件) 作成・集計:逸見保育園保護者 民営化プロジェクトチーム(平成30年7月18日)

第一回公立保育園移管法人選考委員会 資料(抜粋)

要項案と保護者の希望 アンケート結果

逸見保育園 保護者に対するアンケート

内容:民営化の募集要項案と保護者の希望調査

期間:令和元年7月1日~7月4日

配布:らいおん組(5歳)を除く、55世帯

回収:26世帯

率 : 47パーセント クラスごとの回収率

クラス	ぞう (4歳)	きりん(3歳)	ぱんだ(2 歳)	うさぎ(1歳)	りす(0歳)
回答/世帯	5/14	11/13	3/11	3/13	4/4
%	35	85	27	23	100

1、昨年度の募集要項からの主な変更点について。

1 意見はありません。(市・選考委員・保護者代表)にお任せします。

19 4 2

- 2 意見があります。
- 3 質問があります。

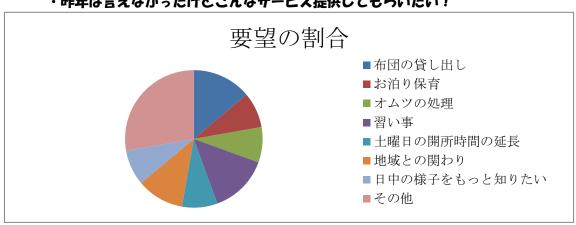
2、変更点以外で、募集要項などについて。いずれかに○をしてください。

- (2、3方は、枠内に意見や質問をお書きください)
- 1 意見はありません。お任せします。
- 2 意見があります。
- 3 質問があります。

16	
8	
1	

3、民営化後に希望すること

・昨年は言えなかったけどこんなサービス提供してもらいたい!



3、民営化後に希望すること

- ・体育館での運動会と地域との関わりは続けてほしい。
- ・玄関のセキュリティを強化してほしい。保育に関しては、親の負担軽減や要望よりも、子供たちが楽しく園生活を送れる工夫をお願いします。
- ・体力向上のための取り組みお願いしたい。週1回ダンスレッスンなど。宿泊 保育があったらいかせてみたい。
- ・今まで通りの逸見保育園がいいですが、親子でというよりも子供たちの成長が見たいので、なるべく子供たちでやるようにしてもらいたい。特に運動会や生活発表会。ダンスやピアニカ、歌などしてもらいたい。
- ・土曜保育の時間延長(少なくとも 18時まで開所)、お泊り保育の開催(年長)、 夏祭り、3・4歳児の遠足の場所を変更してほしい。
- ・近くのコミュニティプラザ、スコヤ間と協力して、プールの授業を取り入れ てほしい。
- ・3歳児以上に対する主食の提供、布団の貸し出し、習い事の教室を開いてほ しい、オムツの処理・手作りおやつ・保育の質の維持の三点は継続してほし いところ。
- ・地域とのつながりを大切にする保育、自然にふれる・大切さを学べる保育を 継続して引き継いでいただきたいです。
- ・地域との関わり、土曜保育時間の延長、布団をレンタルしてほしい、習い事 のクラスの開催
- ・保育園で習い事をできるように月に数回でもいいので選択制の別途月謝がかかっても習い事をできるようにしてほしいです。親子レクを作ってほしいです。
- ・地域との関わりはずっと継続してほしい。今年から導入されたオムツの処理 も継続を希望。保護者の好きなタイミングで日常の保育を見学したい。(子供 たちの様子もそうだが、先生方の子供の対応も見たい)
- ・土曜日も平日と同保育時間保育していただければありがたいです。長期祝日 (GW、年末年始)など、希望制で、有料でもいいので登園できる日を作っ ていただけたらありがたいです。
- ・今の逸見保育園の園長先生の方針や、下山先生はじめ先生方がとてもよくしてくださり、満足しているので、このまま継続(継承?)してほしいです。 先生が変わるのはやむを得ないですが…。
- ・日焼け止め希望。安全重視
- ・布団の貸し出し
- ・今後も実習生等の受け入れをしてほしいが、その際は期間や所属、氏名等を

貼り出すなどして保護者に知らせてほしい。

- ・避難訓練等の継続、バス遠足を5歳以下にも。主食の提供(しないのであれば、米の保管庫を設置してほしい。冷たいごはんも食中毒も心配)
- ・はだし保育、布団の貸し出し、子供の日中の様子をもっと知りたい (HP、動画配信、写真販売等) が希望
- ・異年齢での交流、水遊び、どろ遊び、手作りおやつ、オムツの処分は継続し てほしい
- ・習い事まではいかなくても、週1回リトミックや英語、学ぶ日を設けて楽しく学びを体験させてもらえると嬉しい
- ・布団の貸し出し
- ・らいおん組になったらお泊り保育など、イベント (思い出) があると特別な 気持ちになったり成長につながると思う。
- ・今もい学年で遊んだりしていますが、年長組が手作りのお店を開いて、年中、 年少が仮想のお金をもって予算内で買い物したり、品を選んだりするもの楽 しそうだと思う。
- ・年少、年中もバスにのってミカン狩り等いけたらいろいろな経験ができると 思う。
- ・一昨年度までらいおん組はほぼ毎週、塚山公園に散歩に行っており、自分の子どもがらいおん組になるのを楽しみにしていましたが、なくなってしまい残念です。ぜひ復活させてほしいです。
- ・昨年の保護者アンケートで希望の多かった「地域との関わり」の継続を切に 願います。
- ・オムツの処理をしていただいて大変助かっています。今後も続けていただき たいです。
- ・参観型のイベントはなるべく土日にしていただけるとありがたいです。
- ・イベントをもっと多く実施してほしい。

連携に関する覚書

横須賀市立逸見保育園(以下「甲」という。)と家庭的保育事業者「こひつじ保育室」(以下「乙」という。)は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条で定める連携協力について、次のとおり覚え書を締結するものとする。

(保育内容の支援)

- 第1条 甲は、乙の児童に対して、交流事業として定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものと する。
- 2 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。
- 3 甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

(代替保育の提供)

- 第2条 甲は、乙の職員が私的休暇や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。
- 2 代替保育提供日数は、私的休暇や研修受講等によるものについては年間 1 5 日とする。ただ し第 2 種伝染病、忌引き休暇等に関しては、この限りではない。
- 3 乙は、甲に対して、年間 1 5 日を超えて代替保育を依頼する場合は、代替要員 1 人につき 1,040 円 (1 時間あたり)及び交通費を支払うものとする。
- 4 代替保育利用を希望する場合(7月、8月、9月は除く)は利用月の前月1日までに甲に申し出ることとし、キャンセルは前月15日までに行えば日数に数えないこととする。また、7月、8月、9月の夏期保育中の代替保育利用は6月1日までに申し出ることとし、キャンセルは利用月の前月15日までに行えば日数に数えないこととする。ただし緊急の場合に関しては、この限りではない。

(卒園後の受け入れ)

- 第3条 甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる枠を1名から3名確保する。
- 2 甲は、毎年7月末までに前項で定めた入園希望人数を乙へ報告する。
- 3 乙は、毎年8月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し報告する。
- 4 甲は、前項の報告により翌年度 4 月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受け入れ 数の変更は原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受け、甲が受け入れ可能と判 断した場合は、この限りではない。

(食事の提供)

- 第4条 甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。
- (1)児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月25日までに食事の献立表(アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの)を乙に提供する。
- (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容(卵、牛乳除去等)

を表示した専用の容器で搬入する。

- 2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で児童に食事を提供する。
- 3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。
- (1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。
- (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表などにより除去食の内容を確認する。
- 4 甲が乙に提供する給食に関しては、別途定める要領に基づいて行うこととする。

(外部搬入の施設の衛生管理等)

- 第5条 食事の運搬および保管方法は、次のとおり適切になされていること。
- 2 食品を十分に保護するような包装がなされていること。
- 3 食品の運搬に用いる容器および器具は清潔なものを用いること。容器の内面は、食品に悪影響を与 えないよう仕上げられており、平滑かつ洗浄消毒が用意な構造であること。
- 4 食品の運搬に用いる車両は、清潔なものであって、運搬中の全期間を通じて各食品毎に規定された 温度で維持できる設備が備えられていること。

(事故への対応)

- 第6条 交流事業における甲及び乙の利用児童の事故に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。
- 2 利用児童が甲乙の施設間を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故に関しては、原則として利用児童が在籍する施設に追いて責任を負う。
- 3 連携施設での代替保育時の事故については、甲が加入する保険を適用する。

(連携に関わる経費の負担)

- 第7条 乙は甲に対して連携施設経費として毎月次の額を負担する。
 - (1) 月額 保育標準時間 49,160 円×人数分
 - (2) 月額 保育短時間 43,610 円×人数分
 - 2 甲は乙に対して、翌月以降に請求書により、連携施設経費を請求するものとする。
 - 3 乙は甲からの請求書を受領してから30日以内に遅滞なく支払うこととする。

(効力の期間)

第8条 この覚書の効力は、平成31年4月1日より1年間とし、継続する場合は翌年3月末までに誠意をもって協議することとする。

(信義誠実の原則)

第9条 甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。 ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当す る金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の うえ定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 横須賀市西逸見町1-37 横須賀市立逸見保育園

横須賀市長 上地 克明 印

乙 横須賀市本町2-1-22-107 こひつじ保育室

家庭的保育者 印

定期建物賃貸借契約書(案)

貸付人 横須賀市(以下「甲」という。)と借受人 〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり借地借家法第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は、次に掲げる目的物(以下「貸付物件」という。)とする。

(1) 建物

所在	構造	延べ床面積
横須賀市西逸見町一丁目 37 番地 1	鉄筋コンクリート造2階建	498, 50 m ²

(2) 建物の敷地

所在地番	地目	公簿地積	実測地積
横須賀市西逸見町一丁目 34番 14	宅地	61.32 m²	61.32 m²
横須賀市西逸見町一丁目 35 番 1	宅地	102.06 m²	102.06 m²
横須賀市西逸見町一丁目 35 番 11	宅地	11. 98 m²	11.98 m²
横須賀市西逸見町一丁目 36 番 5	宅地	332.52 m²	396.33 m²
横須賀市西逸見町一丁目 36 番 6	宅地	71. 99 m²	71. 99 m²
横須賀市西逸見町一丁目 37番1	宅地	308.46 m²	252.76 m²
横須賀市西逸見町一丁目 37番 14	宅地	52.45 m²	52.45 m²
		940.78 m²	948.89 m²

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を保育所として使用するものとし、その他の用途には使 用しない。

(貸付期間)

- 第3条 貸付期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 本契約は前項の契約期間の満了により終了する。
- 3 甲は、契約期間満了の 24 箇月前及び1年前から6 箇月前までの間に乙に対し、契約期間の満了により本契約が終了する旨を書面により通知する。 (貸付料)
- 第4条 貸付料は、公有財産規則(昭和46年横須賀市規則第26号)で定める額と する。なお、1月に満たない貸付期間がある場合、月額貸付料を算定の上、1 月を30日として日割計算により貸付料を算定する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月末日までの貸付料は、次に掲げるとおり とし、甲の発行する納入通知書に記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納 入するものとする。

年 次	納付	額	納付期限
	前期(4月分~9月分)	3,904,613円	令和3年6月30日
令和3年度	後期(10月分~3月分)	3,904,612円	令和3年12月31日
	計	7,809,225円	
	前期(4月分~9月分)	3,904,613円	令和4年6月30日
令和4年度	後期(10月分~3月分)	3,904,612円	令和4年12月31日
	計	7,809,225円	
	前期(4月分~9月分)	3,904,613円	令和5年6月30日
令和5年度	後期(10月分~3月分)	3,904,612円	令和5年12月31日
	計	7,809,225円	

3 令和6年4月1日以降の貸付料は、貸付料算定の基礎となる公有財産台帳価格の改定に併せて甲から乙に通知する。

(延滞金)

第5条 乙は、貸付料を納付期限までに納付しないときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則(昭和46年4月1日規則第26号。)に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付する。

(契約保証金)

- 第6条 乙は、この契約と同時に横須賀市公有財産規則第43条第1項に定める 契約保証金として、貸付料3箇月分1,952,306円を甲に納付しなければならない。
- 2 甲は、この契約が終了した際に前項の契約保証金を乙に還付する。ただし、 乙において未納の貸付料、損害賠償その他の債務があるときは、契約保証金の うちからこれを控除する。なお、還付する契約保証金には利息を付さないもの とする。
- 3 乙がこの契約上の義務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合、その 損害が第1項に定める契約保証金の額を超えるときは、甲の請求によりその差 額を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定により納付した契約保証金が貸付料の改定により著しく不相当と認められるときは、甲は契約保証金の額を改定することができる。

(貸付料の改定)

第7条 甲は、経済事情の変動があった場合において、第4条に規定する貸付料 の額が不相当になったときは、乙に対して当該貸付料の改定を請求することが できる。

(契約不適合)

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約不適合がある ことを発見しても、追完請求又は貸付料の減額、損害賠償の請求をすることは できないものとする。 (転貸等の禁止)

- 第9条 乙は、次の行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を受けたときは、 この限りではない。
 - (1) 貸付物件の転貸
 - (2) 貸付物件の権利の譲渡又は分割
 - (3) 貸付物件の使用目的の変更

(物件の保全義務)

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(原状変更等)

第11条 乙は、貸付物件の原状を変更しようとする場合は、甲の定める書式を甲 に提出し、承認を受けなければならない。

(必要義務費等)

- 第12条 建物の修繕については、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以上のものについて甲が行い、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含まない。)未満のものについては乙が行うものとする。ただし、月額372,794円(消費税及び地方消費税を含まない。)を甲が行う上限額とする。
- 2 前項のほか、貸付物件の使用に伴い必要とする維持保存のための費用は、乙 の負担とする。

(光熱水費)

第13条 乙は、乙が使用した光熱水費について本市の請求に基づき、その指定する期日までに本市が発行する納付書により横須賀市公金取扱機関に納付すること。

(連帯保証人)

- 第14条 乙は、本契約に設定する連帯保証人に事前に次の各号の状況について説明し、連帯保証人はこの説明を受けたうえで連帯保証する。
- (1) 財産および収支の状況。
- (2) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況。
- (3) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。
- 2 本契約における連帯保証人が行う、乙の債務に対する補償の限度額は 金23,427,675円とする。
- 3 甲は、乙が期限の利益を喪失した場合は、本契約に設定している連帯保証人に対し、その利益を喪失した日から2箇月以内に、その旨を通知するものとする。

(住所等の変更)

第15条 乙が、住所または氏名(法人にあたっては、その名義)を変更した場合は、甲に届け出なければならない。

2 乙が連帯保証人を変更しようとする場合は、甲の定める書式を甲に提出し、 承認を受けなければならない。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、この契約を 解除することができる。
 - (1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
 - (2) 乙が貸付物件を第2条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。
 - (3) 乙が貸付料をその納付期限後3箇月以上経過して、なお納付しないとき。
 - (4) 乙が第9条の規定に違反したとき。
 - (5) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。
- 2 甲が前項第1号の規定によりこの契約を解除した場合、乙はこれによって生 じた損失について補償を求めることができる。

(本建物の滅失等による本契約の終了)

第17条 天災その他当事者の責によらない事由により、本建物の全部又は一部が 滅失し、又は破損し、本契約の目的を達することが不可能となったときは、本 契約は当然に終了する。

(違約金)

- 第18条 甲は、乙がこの契約の義務に違反した場合においては、違約金として違 反が発覚した時点の減免前の貸付料年額の3倍に相当する金額を請求するこ とができる。
- 2 前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(原状回復義務)

- 第19条 乙は、貸付期間が満了したとき、又はこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲の定める様式による書面をもって返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合は、現状のまま返還することができるものとする。
- 2 前項の場合において、甲が認めた場合を除き、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

第20条 乙が故意又は過失によって貸付物件を毀損したときは、乙はその損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

第21条 乙は、この契約が満了したとき、又はこの契約を解除されたときは、貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求しないものとする。また、乙が新設又は付加した諸造作、設備等の買取請求を行わないものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第23条 甲と乙は信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。 (疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、 甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の うえ、各自その1通を保有するものとする。 平成 年 月 日

(甲)	貸付人	横須賀市小川町11番地	
		横 須 賀 市	
		代表者 横須賀市長 〇 〇 〇	
(乙)	借受人	横須賀市〇〇町〇丁目〇〇番〇号	
		0 0 0	1
	連帯保証人	横須賀市〇〇町〇丁目〇〇番〇号	
		0 0 0	1